

第2期越谷市 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月
越谷市

はじめに

少子高齢化が進む昨今、子育てをめぐる環境は目まぐるしく変化を続けており、妊娠、出産から育児と、子どもの成長に応じた、切れ目のない施策の展開が求められております。また、子どもの貧困が大きな社会問題となっておりますが、平成 28 年の厚生労働省の調査によると、平成 27 年の日本の子どもの貧困率は 13.9 パーセント、実に 7 人に 1 人が貧困に陥っているとされ、成長過程で学習機会や生活体験の機会に恵まれず、結果として貧困が世代を超えて連鎖するという問題も生じてきております。



こうした課題に対応していくためには、安心して子どもを産むことができ、子育てと仕事を両立できる環境づくりや、子どもたちが健全に心豊かに成長できる環境づくりが急務であると認識しております。

本市では、平成 27 年 3 月に、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し行政、事業主、地域社会等が一体となり、子どもの健やかな成長と、安心して育てられるまちづくりをめざして、さまざまな施策に取り組んでまいりました。この度、この計画の方針やこれまでの成果を継承しつつ、子ども・子育て支援新制度の趣旨並びに子供の貧困対策大綱等を踏まえ、全ての子どもが幸せになって欲しいという強い思いを込めて、「子どもたちが夢と希望を持って育ち、安心して子育てできるまちをつくる」を基本理念に、「第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後は、この計画に盛り込まれた施策を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員の皆様をはじめ関係機関の皆様並びに各種調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

越谷市長 **高橋 努**

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画	2
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画	2
(3) 母子の健康の保持・増進を図るための母子保健計画	2
(4) 子どもの貧困対策計画	2
(5) 子ども・子育て支援に係る総合的な計画	3
(6) 開かれた方法により策定する計画	3
3 計画の期間	3
第2章 越谷市の子ども・子育て環境の現状と課題	4
1 統計からみる本市の現状	4
(1) 人口の状況	4
(2) 子どものいる世帯の状況	6
(3) 出生の状況	8
(4) 就労の状況	9
(5) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業所の状況	9
(6) 主な子育て支援事業の内容	10
(7) 支援が必要な方の状況	12
2 子育て支援ニーズ調査結果からみる本市の現状(第4・6章関係)	13
(1) 親と子の健康づくりについて	13
(2) 子育て支援について	14
(3) 子どもが自ら育つ環境について	15
(4) 子どもを育てやすい環境について	16
3 子どもの生活実態調査及び関係機関等調査結果からみる本市の現状(第5章関係)	17
(1) 子どもの生活実態調査結果	19
(2) 関係機関・団体アンケート結果	21
4 本市の子ども・子育てをめぐる課題のまとめ	23
(1) 親と子の健康づくりに取り組む	23
(2) 地域の中で子育てを支える	23
(3) 子どもが自ら育つ環境をつくる	24
(4) 子どもを育てやすい環境をつくる	24
(5) 貧困の状況にある子どもと家庭を支える	25
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 施策体系	28
第4章 次世代育成と母子保健に関する事業の展開	30
基本目標1 親と子の健康づくりに取り組む	30
1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり	30
(1) 乳幼児健診等の充実	31

(2) 妊娠期からの育児支援の充実	31
(3) 不妊治療に関する情報提供	32
(4) 乳幼児期の食育・健康づくりの推進	32
2 小児医療の充実	33
(1) 小児医療の充実と夜間救急医療体制の充実	33
(2) かかりつけ医の普及・啓発	33
3 子どもの心と身体健康づくり	34
(1) 健やかな身体づくりの推進	35
(2) 食育の推進	35
(3) 食事づくり等の体験活動	36
(4) 豊かな心を育む事業の充実	36
基本目標 2 地域の中で子育てを支える	39
1 子育て支援サービスの充実	39
(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備・拡充	40
(2) 多様で良質な保育サービスの充実	40
(3) 各種子育て支援サービスの充実	41
2 子育て家庭と地域のつながり	42
(1) 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供	43
(2) 子育て支援の輪と人材の確保	44
(3) 子育てに関する意識啓発の推進	44
3 困難を抱える子どもや家庭への支援	45
(1) 障がい児の発達支援の拡充	46
(2) 経済的支援の充実	46
(3) 障がい児のいる家庭の負担軽減の充実	47
(4) ひとり親家庭の自立支援策の拡充	48
(5) 外国人家庭等への支援	49
4 子どもの権利擁護・虐待防止	50
(1) 子どもの権利の擁護	51
(2) 子どもの虐待防止対策の拡充	52
(3) 子どもの意見の尊重や参画の促進	52
(4) 被害を受けた子どもへの支援	53
基本目標 3 子どもが自ら育つ環境をつくる	54
1 子どもの居場所・体験機会の提供	54
(1) 放課後児童対策の充実	55
(2) 子どもの居場所・遊び場づくり	55
(3) 地域や学校での多様な体験活動の場の提供	56
(4) 就労や職業を考える教育機会の提供	56
2 子どもの悩みや不登校等への対応	57
(1) 各種子ども相談事業の充実	58
(2) 不登校児への支援の充実	58
(3) 思春期の子どもに対する保健教育の充実	59
3 学校・家庭・地域の連携の推進	60
(1) 地域住民との交流の促進	61
(2) 学校施設の活用	61
(3) 個性豊かな学校づくり	61
(4) 家庭や地域の教育力の向上	62

基本目標4 子どもを育てやすい環境をつくる	63
1 子育てしやすい就労環境づくり	63
(1) 多様な働き方の見直しに係る啓発	64
(2) 男性の育児参加の促進	64
(3) 子育てを応援する企業の啓発	64
(4) 就労支援と再就職のための支援	65
2 安全で生活しやすい環境づくり	66
(1) 安全な道路交通環境の整備	67
(2) 安全教育の推進	67
(3) 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり	68
(4) ユニバーサルデザインと外出支援の推進	68
(5) 良質な住宅確保のための環境整備の推進	69
第5章 子どもの貧困対策に関する事業の展開	70
基本目標5 貧困の状況にある子どもと家庭を支える	70
1 子どもと家庭への支援	70
(1) 教育支援の充実	71
(2) 生活支援の充実	72
(3) 保護者に対する就労支援の充実	73
(4) 経済的支援の充実	73
2 地域と連携した支援の体制づくり	75
(1) 地域の主体との連携による支援の充実	76
(2) 様々な課題に対応する情報提供・相談体制の充実	76
第6章 子ども・子育て支援事業の展開	77
1 教育・保育提供区域の設定	77
2 量の見込みと確保の内容の設定	78
3 教育・保育の見込み量及び確保方策等	79
(1) 前提となる事項	79
(2) 保育に係る施設、事業所	79
(3) 幼児期の学校教育に係る施設	80
(4) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	80
(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	80
4 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び確保方策等	85
(1) 利用者支援事業	85
(2) 延長保育事業(時間外保育事業)	87
(3) 放課後児童クラブ(学童保育室)	88
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	89
(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	90
(6) 養育支援訪問事業	91
(7) 地域子育て支援拠点事業	92
(8) 一時預かり事業	93
(9) 病児・病後児保育事業	95
(10) ファミリー・サポート・センター事業	96
(11) 妊婦健康診査	97
(12) 実費徴収に係る補足給付事業	98
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	99

第7章 計画の推進	100
1 計画の推進体制	100
2 計画の進行管理	100
資料編	101
1 子育て支援関連施設及び事業の概要.....	101
2 策定の経過.....	105
3 計画策定体制.....	107
4 第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要領.....	108
5 越谷市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿.....	110
6 越谷市子ども憲章.....	111
7 関係法令等.....	112
8 用語説明.....	115

※本計画での、表記について

■法律名等を除き法令上の表記にかかわらず、常用漢字表（平成22年内閣府告示第2号）による表記を用いていますが、法律上の用語と意味を異にするものではありません。

■児童福祉法に基づき18歳未満を「子ども」あるいは「児童」としていますが、学校教育に関連する分野では、小学校就学前や小学生を「児童」、中学生を「生徒」とする表記も併用しています。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

近年の核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、待機児童の増加、貧困問題の顕在化や子どもの虐待相談対応件数の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。こうした社会・経済状況の変化を背景に、「子どもの最善の利益」※¹が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度においては、それまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的に推進することとされました。

さらに、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の提供を主眼に、教育・保育への新たな給付が創設されたほか、地域子育て支援拠点事業をはじめとする13の地域子ども・子育て支援事業が設定されました。

これらを踏まえ、本市においては、子ども・子育て支援新制度に基づいた支援策の充実とともに、次世代育成支援対策推進法に基づきこれまで市が取り組んできた子育て支援施策の一層の充実と、母子保健計画策定指針に基づく母子の健康の保持・増進、地域社会の中で子どもが等しく健やかに成長していける環境づくりを推進することを目的に、平成27年3月「越谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な事業を推進してきました。

また、日本では、子どもの相対的貧困率※²が1980年代から上昇傾向にあり、貧困問題が社会問題化する中、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。この法律において、地方公共団体は、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整え、教育の機会均等を図る責務があるとされました。同年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針等が示されました。「平成28年国民生活基礎調査」の結果から算出した子どもの貧困率は13.9%、実に7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあることを示しています。さらなる取り組みの充実を図るべく、令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村においても計画策定が努力義務となりました。

第2期計画は、第1期計画の内容を基盤としつつ、様々な社会情勢を踏まえ、これまで本市が取り組んできた子育て支援施策や母子保健施策のより一層の充実を図ります。さらに、子どもの貧困対策を推進することで、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、市民・地域・企業・市の協働により市全体で子育てを支え、地域社会の中で、子どもが夢と希望を持ち、等しく健やかに成長していける環境づくりを推進することを目的に策定するものです。

※1「子どもの最善の利益」とは、児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）の第3条第1項に定められており、保護者を含む大人の利益が優先されるのではなく、子どもの人権を尊重することや子ども主体で判断することの重要性を表している。

※2 相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（※）しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

（※）等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」(第61条)「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」に基づいて策定したものです。

第6章 子ども・子育て支援事業の展開に関連します。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」(第8条第1項)に基づく、次世代育成支援行動計画としての位置づけもしています。

第4章 次世代育成と母子保健に関する事業の展開に関連します。

(3) 母子の健康の保持・増進を図るための母子保健計画

本計画は、「母子保健計画について」(平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく、母子保健計画としての位置づけもしています。

第4章 次世代育成と母子保健に関する事業の展開に関連します。

(4) 子どもの貧困対策計画

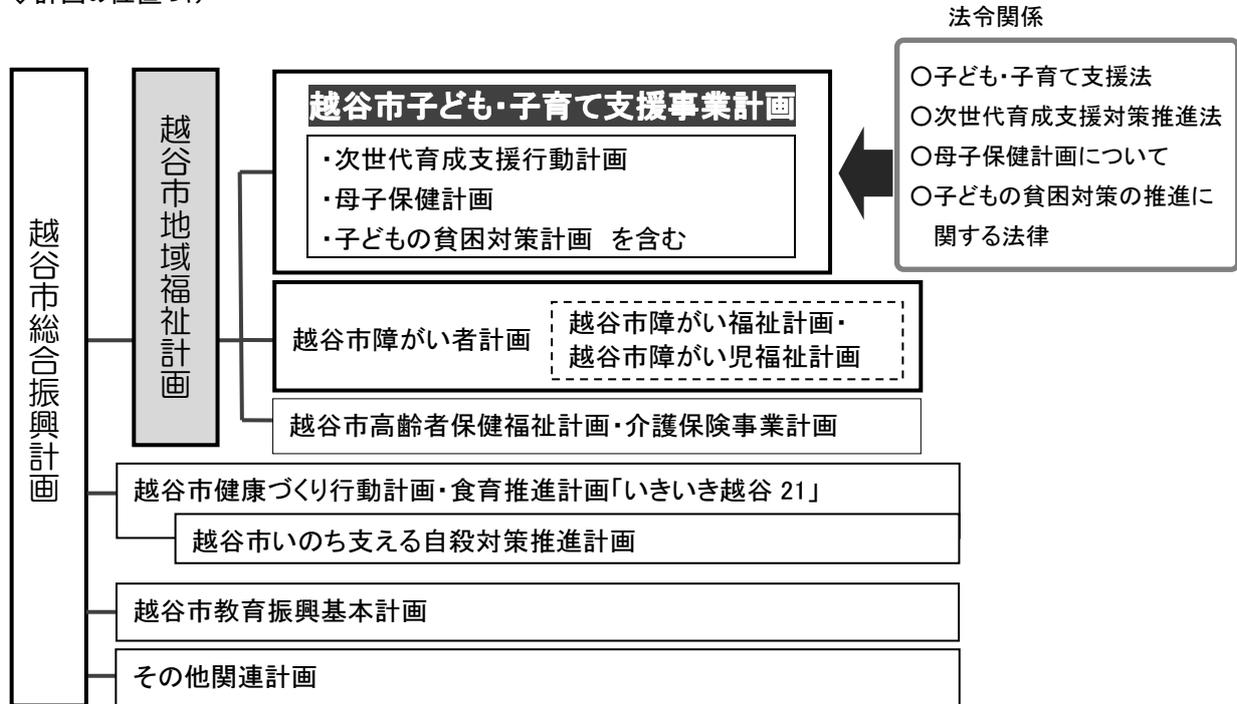
本計画は、令和元年6月一部改正「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(第9条第2項)に基づく、市町村における子どもの貧困対策計画としての位置づけもしています。

第5章 子どもの貧困対策に関する事業の展開に関連します。

(5) 子ども・子育て支援に係る総合的な計画

本計画は、上位計画である「越谷市総合振興計画」、「越谷市地域福祉計画」及び各種関連計画とも調和がとれた計画として策定しています。

◇計画の位置づけ



(6) 開かれた方法により策定する計画

本計画は、策定に先立って実施した「越谷市子育て支援ニーズ調査」・「子どもの生活実態調査」やパブリックコメント等により広く市民の意見を聴き、市民の意見を反映して策定した計画です。

3 計画の期間

本計画の計画期間を、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とします。

◇計画の期間

平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31・ 令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
越谷市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～平成 31/令和元年度)									
					第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)				

第2章 越谷市の子ども・子育て環境の現状と課題

1 統計からみる本市の現状

(1) 人口の状況

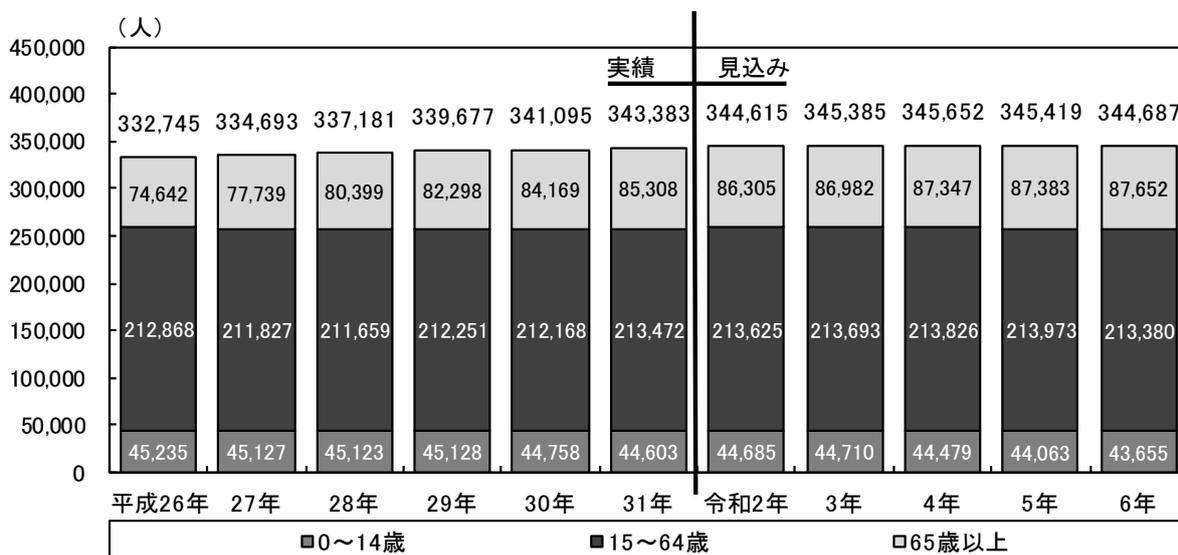
【現状】

- ・総人口は増加。
- ・高齢者人口（65歳以上）の伸びが顕著。
- ・生産年齢人口（15～64歳）は横ばい。
- ・年少人口（0～14歳）は減少傾向。

【令和2年から令和6年の見込み】

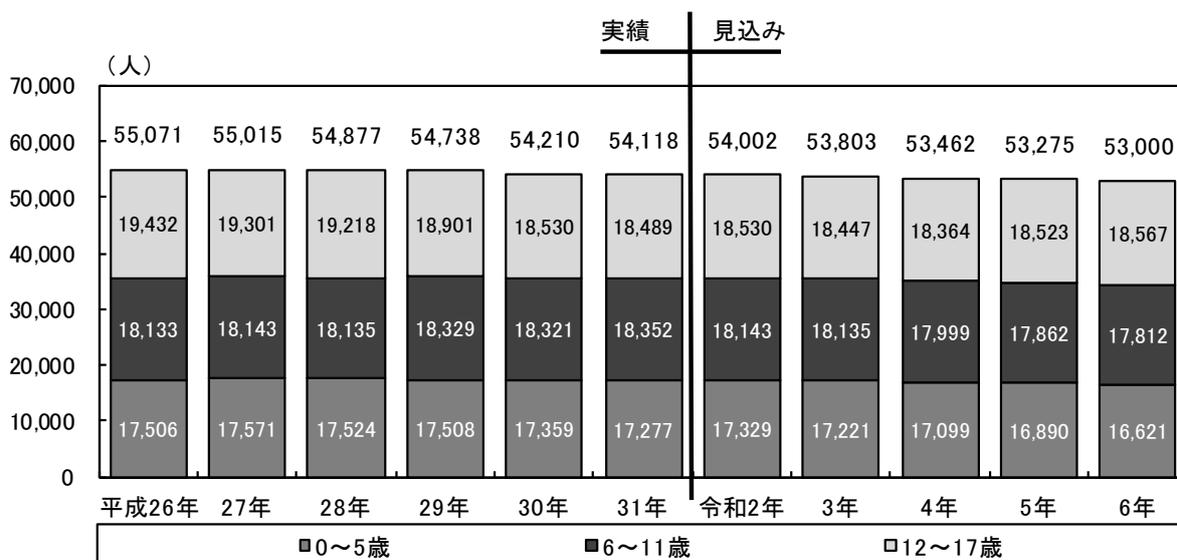
- ・総人口は約100人の増加だが、令和4年をピークに減少傾向
- ・0～11歳の人口は、約1,000人の減少。
- ・12～17歳の人口は、約40人の増加。

■年齢3区分別人口の推移・推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）※令和2年以降はコーホート要因法による推計人口（令和元年12月作成）

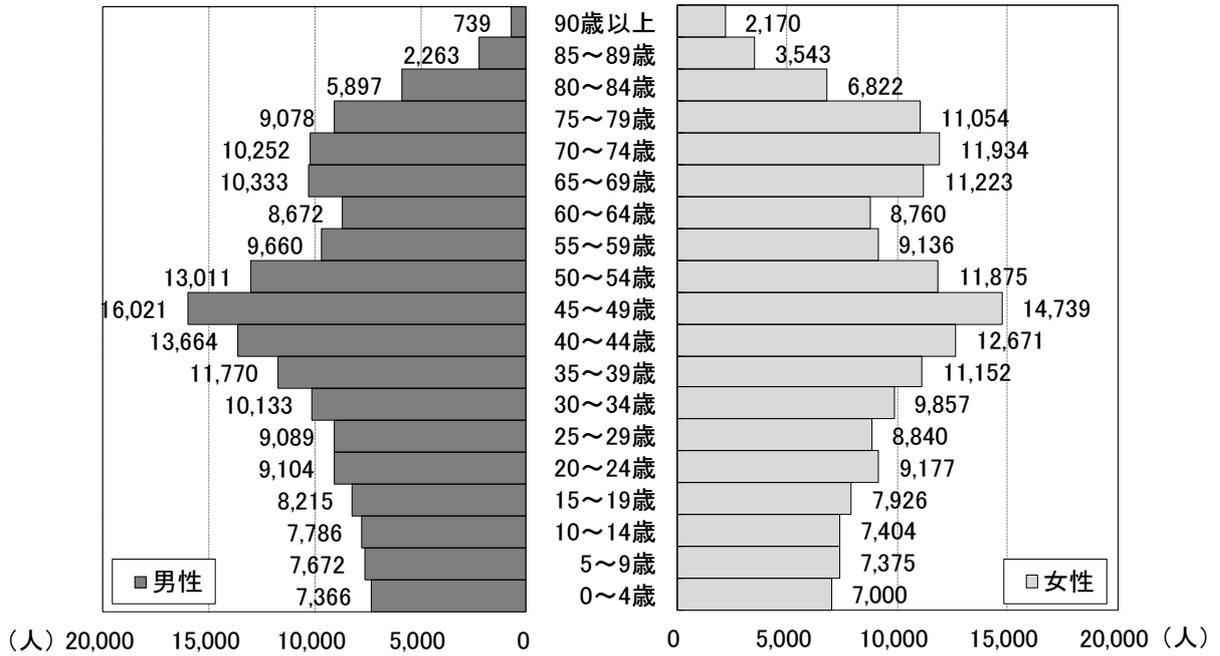
■児童人口（0～17歳）の推移・推計



上記の区分は、0～5歳を未就学児 6～11歳を小学生 12～17歳を中・高校生等子どもとしています。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）※令和2年以降はコーホート要因法による推計人口（令和元年12月作成）

■人口ピラミッド（年齢別5歳階級別人口）

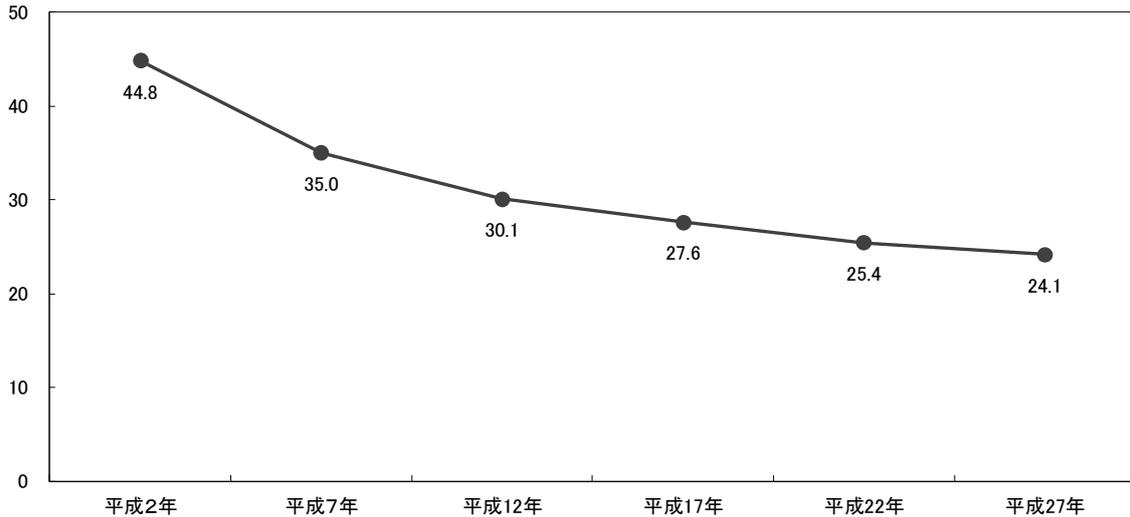


住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

(2) 子どものいる世帯の状況

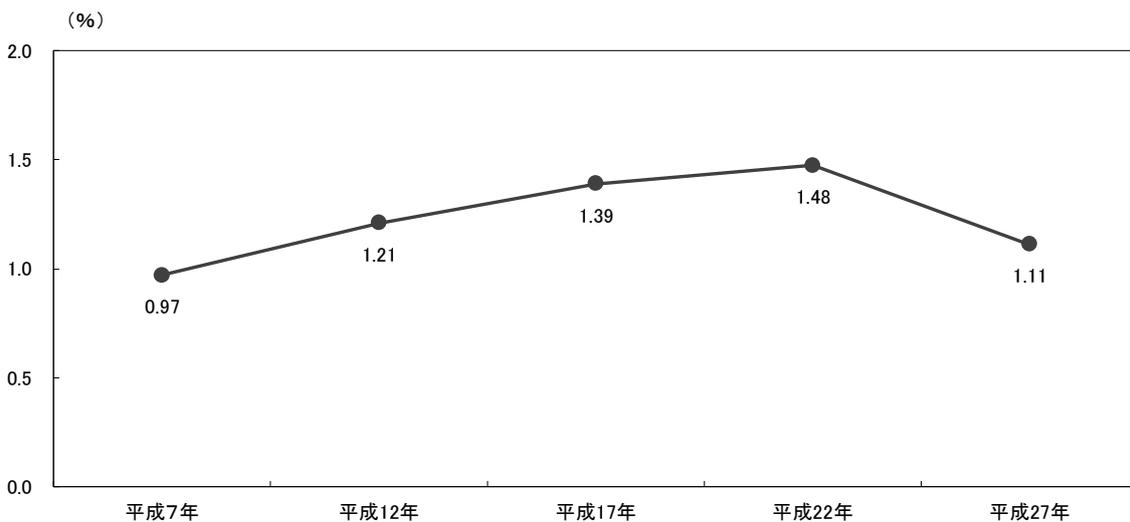
- ・18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、低下傾向。
- ・平成7年から平成22年にかけて、母子世帯割合は増加傾向、平成27年にかけては減少。
- ・平成2年から平成22年にかけて、男女とも30歳代の未婚率が大幅に上昇、平成27年にかけては横ばい。

■18歳未満の子どもがいる世帯の割合の推移
(%)



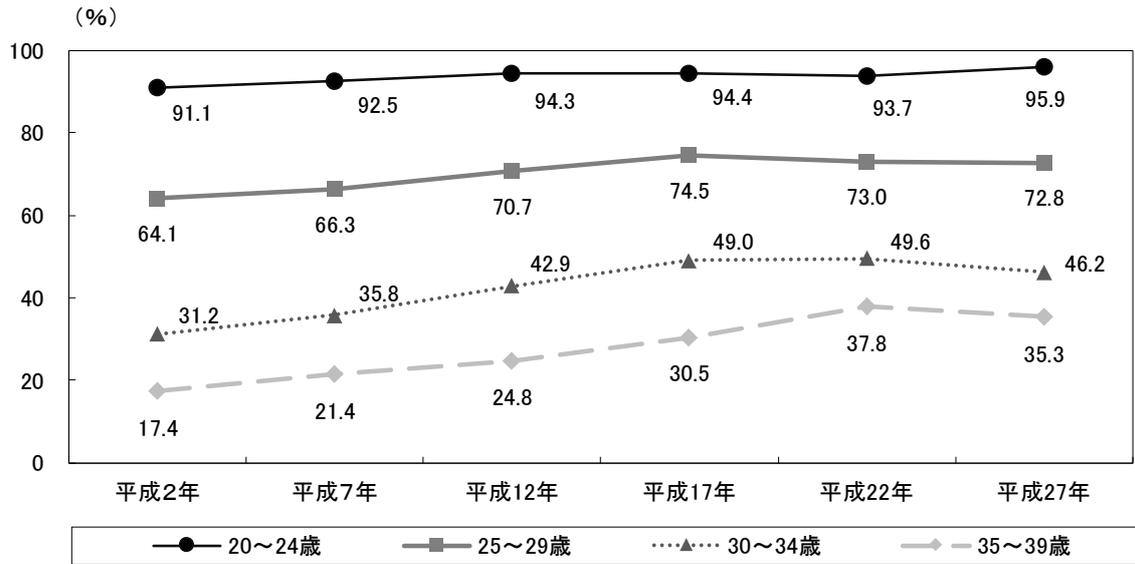
資料：国勢調査

■母子世帯割合の推移



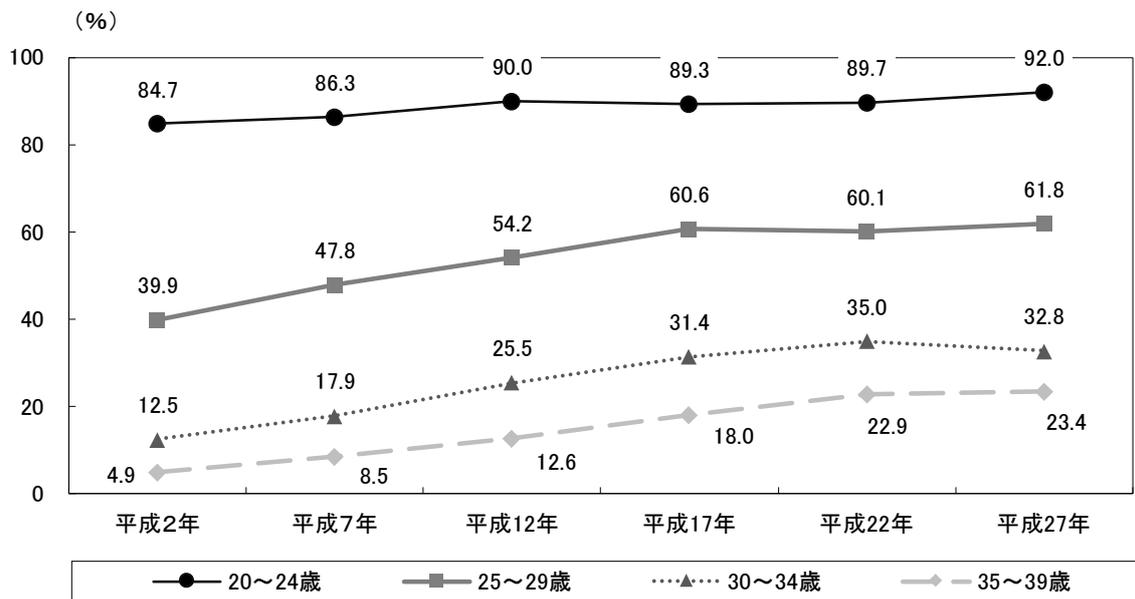
資料：国勢調査

■未婚率の推移【男性】



資料：国勢調査

■未婚率の推移【女性】

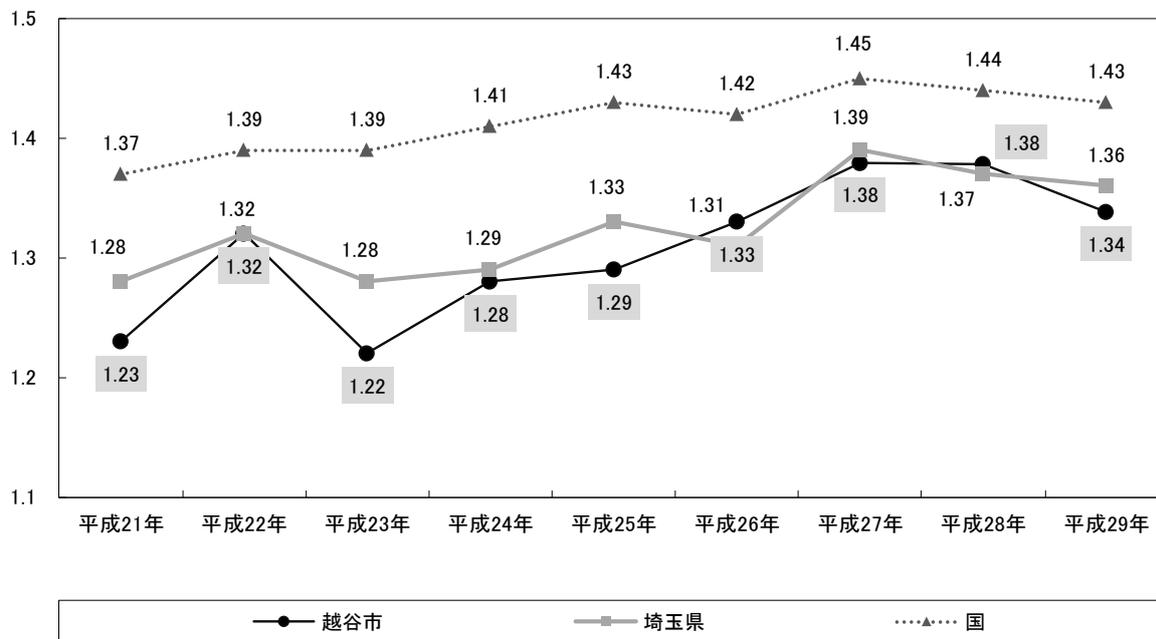


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

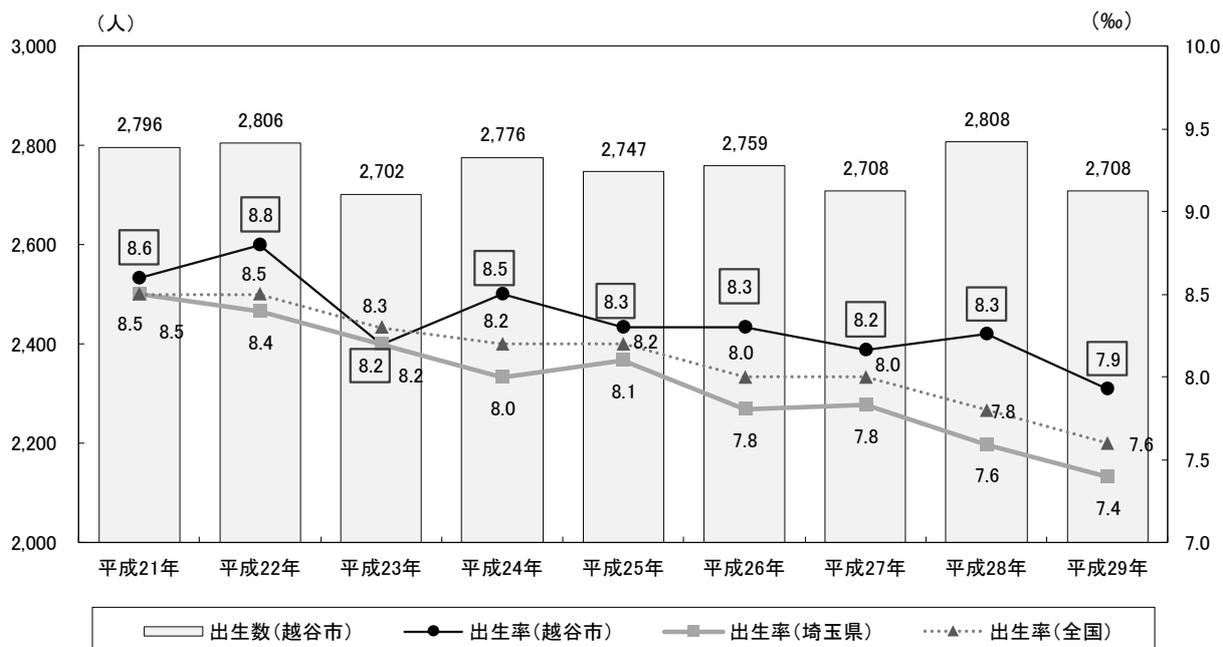
- ・合計特殊出生率は、国や県平均を下回って推移してきたが、近年県水準とほぼ等しく推移。
- ・出生数は2,700～2,800人台で推移し、平成29年の出生率は7.9‰。

■合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：一人の女性が15～49歳の間に産む子どもの平均数
資料：厚生労働省「人口動態統計」

■出生数・出生率の推移

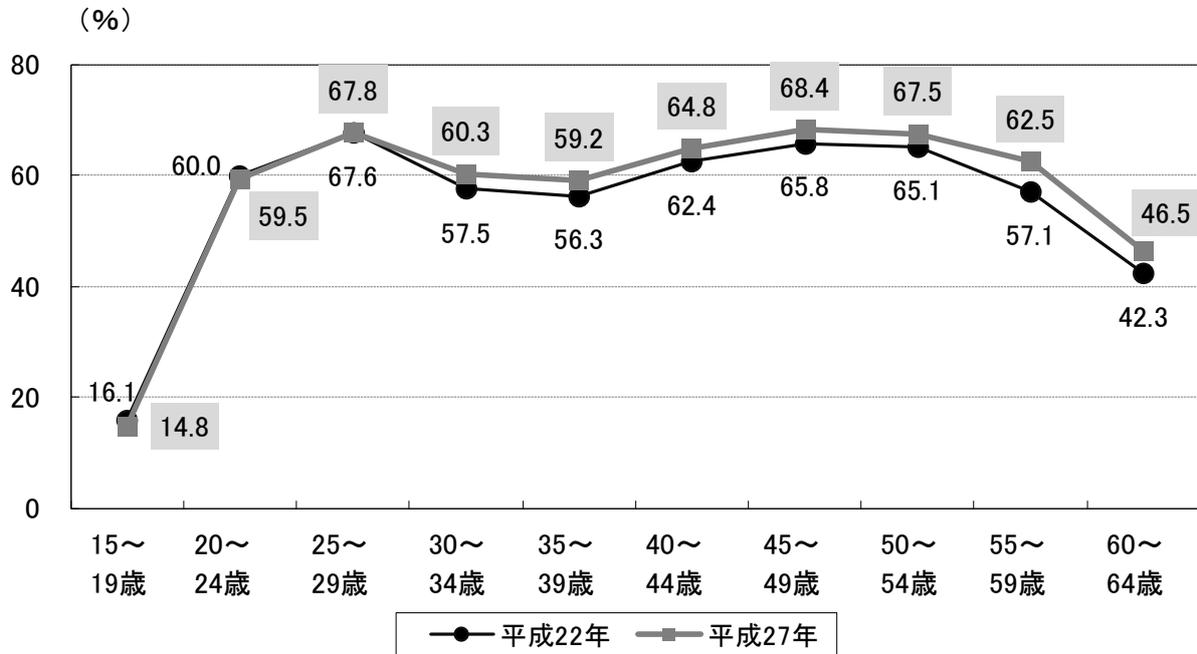


※出生率：一定期間における人口1,000人あたりの出生数の割合
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 就労の状況

- ・女性の就業率をみると、いわゆる「M字カーブ」がゆるやかになっており、子育て期においても働き続ける女性が増加していることがうかがえる。

■女性の就業率の推移



資料：国勢調査

(5) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所の状況

- ・令和元年5月現在、市内の幼稚園数は21園（全て私立）で、4,478人が在籍。
- ・令和元年5月現在、市内の保育所（園）数は43園（私立25園、公立18園）で、在籍児童数は4,148人（利用定員4,194人）。
- ・令和元年5月現在、市内の認定こども園数は7園で、在籍児童数は1,492人（利用定員1,612人）。
- ・令和元年5月現在、市内の地域型保育事業所数は49事業所で、在籍児童数は737人（利用定員824人）。

■幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所の児童数 (施設、人)

	施設数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼稚園	21	—	—	—	1,415	1,536	1,527	4,478
保育所（園）	43	270	557	712	872	890	847	4,148
認定こども園	7	23	82	102	411	442	432	1,492
地域型保育	49	127	315	295	—	—	—	737

資料：子ども育成課（令和元年5月1日現在）

(6) 主な子育て支援事業の内容

①延長保育事業（時間外保育事業）

- ・就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを実施しています。

②放課後児童クラブ（学童保育）

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図っています。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育を実施しています。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・養育支援訪問事業

- ・生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児や母親の身体や育児に関する相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供等を実施しています。また、養育支援が必要な児及び母を訪問し、母子の健全な育成を図っています。

⑤地域子育て支援拠点事業／一時預かり

- ・平成31年4月1日現在、市内には、地域子育て支援拠点として、地域子育て支援センターが13か所、子育てサロンが5か所、保育ステーションが3か所あり、子育て講座や子育て相談、一時預かり等を実施しています。

⑥病児・病後児保育事業

- ・児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所（園）等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行い、また、保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を実施しています。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

- ・「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織し、保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所（園）・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを実施しています。

⑧妊娠中からの支援状況（母子健康手帳の交付、妊婦健康診査等）

- ・妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付し、医療機関などにおいて妊婦健康診査を実施しています。

⑨その他要支援児童、要保護児童の支援に関する事業

- ・虐待等の要保護児童等の早期発見並びに適切な保護及び児童やその家族への適切な支援が図られるよう関係機関との協議・調整を実施しています。

■要保護児童対策地域協議会活動状況

(回)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	11	11	11	11	11
個別ケース検討会議	6	13	18	13	23

資料：子育て支援課

⑩児童館

- ・児童館2か所（コスモス、ヒマワリ）で、遊びや各種教室などを通して児童の健全な発達や豊かな創造性を育む事業のほか、児童自らが学び遊ぶ場、集い仲間づくりの場として、大型施設の特徴を生かした児童の居場所づくりを推進しています。また、子育て中の親子が気軽に集い、交流する場を提供しています。

■児童館コスモス入館者数

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
開館日数(日)	306	307	305	305	305	
入館者数	幼児	50,333	48,445	53,605	57,361	58,934
	小学生	23,021	22,205	23,127	18,940	16,051
	中高生	2,227	2,714	2,749	2,630	1,716
	大人	49,466	49,309	53,856	57,383	58,327
	合計	125,047	122,673	133,337	136,314	135,028
団体等	5,378	3,948	4,480	4,771	4,811	

資料：青少年課

■児童館ヒマワリ入館者数

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
開館日数(日)	306	307	305	305	305	
入館者数	幼児	43,624	51,496	50,567	47,516	47,224
	小学生	30,788	40,432	37,901	34,936	35,357
	中高生	2,967	3,412	3,148	3,405	3,039
	大人	42,592	48,340	49,567	44,841	44,795
	合計	119,971	143,680	141,183	130,698	130,415
団体等	5,061	4,838	4,559	4,851	4,983	

資料：青少年課

⑪家庭児童相談室

- ・学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を実施しています。

(7) 支援が必要な方の状況

- ・平成 26 年から平成 30 年にかけて、就学援助認定者の割合は小学校で2割弱、中学校で2割を超える。
- ・平成 26 年度から平成 30 年度にかけて、生活保護世帯の大学進学率は、1割台から2割台で推移。
- ・平成 26 年度から平成 30 年度にかけて、児童扶養手当の受給者数は、2,200 人台から 2,000 人台へと減少傾向。

■就学援助認定者の割合

(人、%)

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
児童生徒数 (5/1 現在)	小	17,817	17,873	17,884	18,034	18,019
	中	8,908	8,735	8,806	8,620	8,438
	計	26,725	26,608	26,690	26,654	26,457
認定者数	小	3,166	3,165	3,124	3,106	3,006
	中	1,949	1,876	1,904	1,886	1,861
	計	5,115	5,041	5,028	4,992	4,867
認定率	小	17.8%	17.7%	17.5%	17.2%	16.7%
	中	21.9%	21.5%	21.6%	21.9%	22.1%
	計	19.1%	18.9%	18.8%	18.7%	18.4%

資料：学務課（各年 3 月 31 日現在）

■生活保護世帯の大学進学率の推移

(%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
大学進学率	22.2	12.9	15.2	21.7	28.2

資料：生活福祉課（各年度末現在）

■児童扶養手当受給者数の推移

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童扶養手当受給者数	2,264	2,239	2,204	2,170	2,077

資料：子育て支援課（各年度末現在）

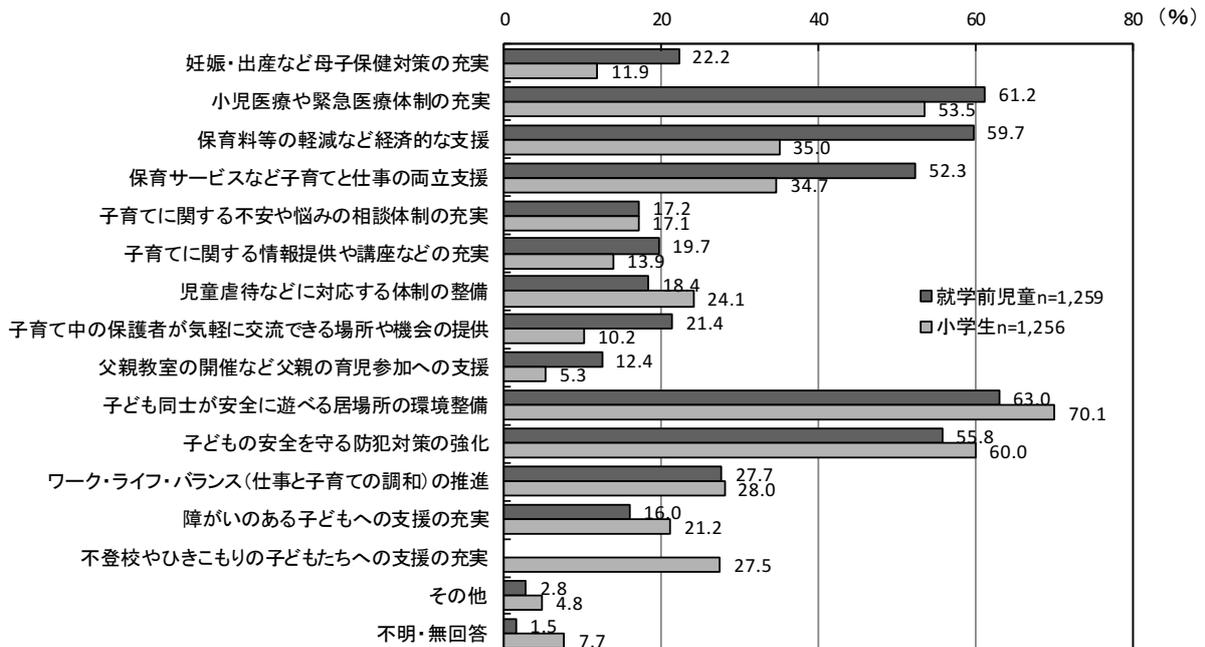
2 子育て支援ニーズ調査結果からみる本市の現状（第4・6章関係）

調査名	子育て支援ニーズ調査	
	就学前児童調査	小学生調査
調査対象者	市内在住の就学前の児童の保護者	市内在住の小学生の保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査実施期間	平成31年1月31日～2月15日	
調査対象者数	2,500件	2,500件
回収数	1,259件	1,256件
回収率	50.4%	50.2%

（1）親と子の健康づくりについて

- ・特に必要な子育て支援施策については、「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」が、いずれの調査でも高くなっています。
- ・小学生調査において、放課後の過ごし方として「体を動かす遊びをする」は20.8%、「スポーツをする」は6.6%にとどまっています。

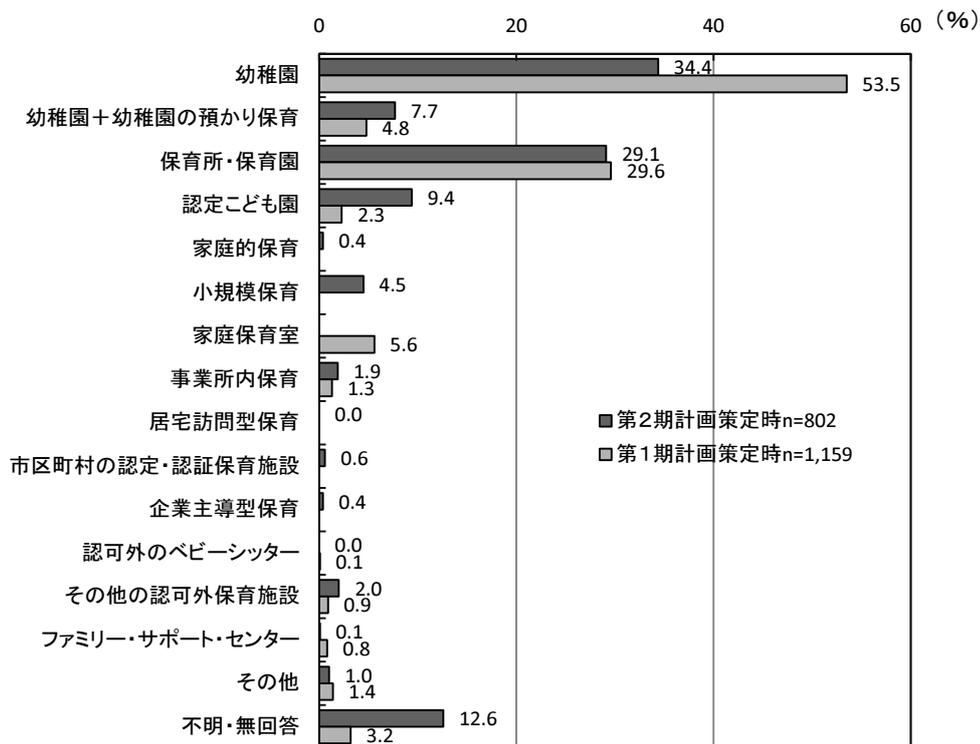
■市に対して、今後どのような子育て支援の充実を図ってほしいか【就学前児童・小学生】



(2) 子育て支援について

- ・就学前児童調査において、幼稚園や保育所などを利用している割合は63.7%で、特に2歳で利用している割合が54.4%と、第1期計画策定時(38.7%)から大きく増加しています。
- ・幼稚園+預かり保育や認定こども園で、現状より遅い終了時刻の希望が増加しています。
- ・利用していない理由として、「利用したいが、空きがない」が18.4%と、第1期計画策定時(10.2%)から大きく増加しています。
- ・情報の入手先として「こしがや子育てガイドブック」や「こしがや子育てネット・クワイエ」へのニーズが増加していますが、認知度では、知らない割合が上回っています。
- ・地域活動への参加状況は、「参加したことがある・参加している」が54.1%と最も高く、前回と同様の傾向です。参加したことがある活動は、「地域の子ども会活動」「自治会活動」「地区コミュニティ推進協議会主催事業」が上位に挙がっています。
- ・特に必要な子育て支援施策として、「児童虐待などに対応する体制の整備」の割合が18.4%と、第1期計画策定時(12.1%)に比べて増加しています。

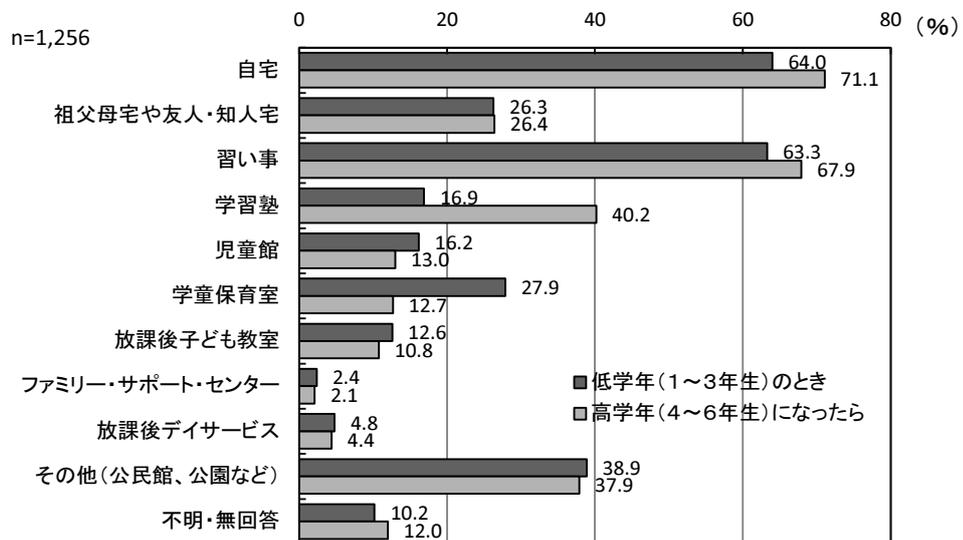
■平日にどのようなサービスを利用しているか【就学前児童】



（3）子どもが自ら育つ環境について

- 特に必要な子育て支援施策については、「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」が最も高くなっています。
- 小学生調査において、今後、学童保育室の利用を希望する割合が低学年で 27.9%、高学年で 12.7%となっています。
- 小学生調査において、特に必要な子育て支援施策として、「不登校やひきこもりの子どもたちへの支援の充実」の割合が 27.5%と、第1期計画策定時（19.4%）に比べて高くなっています。

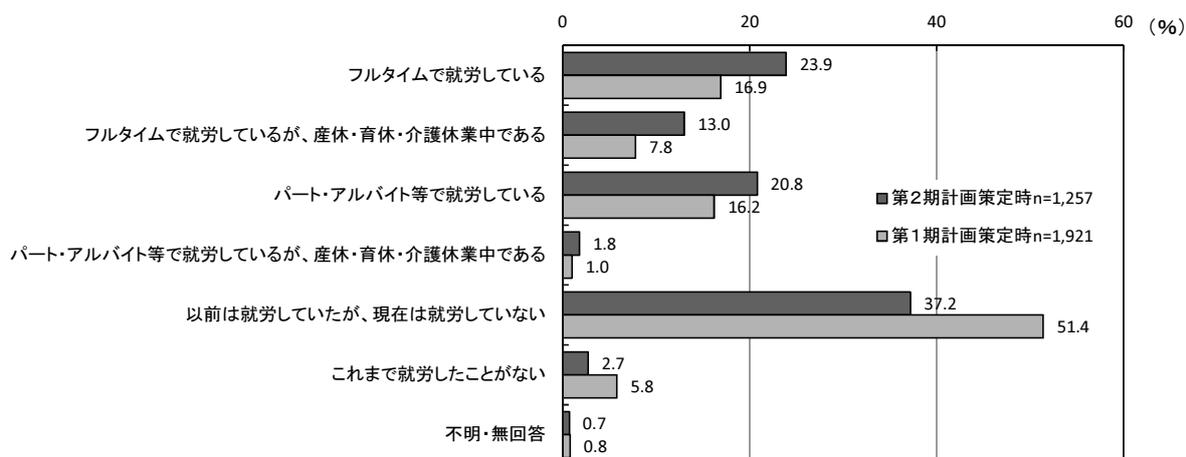
■放課後の時間を過ごさせたい場所【小学生】



(4) 子どもを育てやすい環境について

- 就学前児童調査において、母親の就労状況について、就労している割合が59.5%と、第1期計画策定時（41.9%）に比べて大きく増加しています。
- 就労している母親の増加により、就学前児童の子育てについて悩んでいることで「仕事と子育ての両立のこと」が36.6%と、第1期計画策定（29.4%）に比べて増加しています。
- 特に必要な子育て支援施策において、「ワーク・ライフ・バランスの推進」が、特に就学前児童で割合が高くなっています。
- 子どもと一緒に外出する際に困ることは、「トイレが親子で利用するよう整備されていない」「子ども連れに対して理解のない人がいる」が上位に挙がっています。
- 特に必要な子育て支援施策については、小学生調査で「子どもの安全を守る防犯対策の強化」が60.0%と高く、就学前児童においても55.8%と、第1期計画策定（49.6%）に比べ割合が高くなっています。

■ 母親の就労状況【就学前児童】



3 子どもの生活実態調査及び関係機関等調査結果からみる本市の現状（第5章関係）

調査名	子どもの生活実態調査	
	小学5年生調査	中学2年生調査
調査対象者	小学5年生の保護者	中学2年生の保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査実施期間	平成31年1月31日～2月15日	
調査対象者数	1,500件	1,500件
回収数	715件	617件
回収率	47.7%	41.1%

子どもの生活実態調査においては、「埼玉県子どもの生活に関する調査」における生活困難層判定方法を用い、「生活困難層」「中間層」「非生活困難層」の3区分に分類を行いました。「生活困難層」に該当する割合が小学5年生では7.1%、中学2年生では7.6%となっています。

生活困難層判定方法は、「越谷市子どもの生活実態調査」の3つの質問項目に基づいています。質問項目の、①収入、②家族の人数、③食料、衣類、電話料金、電気料金、ガス料金、水道料金、家賃を、過去1年間に買えなかった経験、支払えなかった経験が「あった」場合、食料、衣類は「よくあった」「ときどきあった」のいずれかの場合の回答数に応じて、「生活困難層」「中間層」「非生活困難層」の3区分に分類しています。

■件数

	該当世帯数			
	小5	中2	無回答	合計
生活困難層	51	47	2	100
中間層	190	142	1	333
非生活困難層	424	378	17	819
無回答	50	50	2	102
合計	715	617	22	1,354

■割合

	該当世帯数			
	小5	中2	無回答	合計
生活困難層	7.1%	7.6%	9.1%	7.4%
中間層	26.6%	23.0%	4.5%	24.6%
非生活困難層	59.3%	61.3%	77.3%	60.5%
無回答	7.0%	8.1%	9.1%	7.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■参考 世帯員人数別の等価可処分所得（国基準）

世帯員	貧困線に該当する所得（国基準）	世帯員	貧困線に該当する所得（国基準）
1人	122万円	6人	299万円
2人	173万円	7人	323万円
3人	211万円	8人	345万円
4人	244万円	9人	366万円
5人	273万円		

■子どもの貧困について

貧困には、最低限の衣食住を満たせない状態を指す「絶対的貧困」と、所得が一定水準以下、あるいは社会で通常手に入れることができるものを入手できなかったり、一般的に経験できることができないなどの状態を指す「相対的貧困」があります。

本計画では、「相対的貧困」に該当する世帯を「生活困難層」*としています。また、この「生活困難層」に該当する世帯を貧困の状況にある子ども・世帯とし、その現状・課題をまとめられています。

*生活困難層には、「絶対的貧困」も含む。

■「心の貧困」について

相対的貧困の状況に置かれる中、保護者は経済的不安をかかえるのみならず、子どもと接する時間が減り、社会から孤立した状態となる傾向がみられます。そしてこうした環境に置かれることで、子どもも自己肯定感を持ちにくくなるなど、様々な負の影響を与えるリスクとなります。

（1）子どもの生活実態調査結果

子どもの生活実態調査の結果により、「生活困難層」に該当した子ども・世帯の現状や課題は以下の通りです。

①教育上の課題

- ・ 経済的な理由から、子どもが塾に通うことができていない家庭が高くなっています。
- ・ 大学への進学意向は低く、教育資金の準備ができていない状況がうかがえます。
- ・ 必要な支援として、「就学のための経済的支援」を挙げる割合が高くなっています。

学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）ことが経済的にできない割合		生活 困難層	全体
	小5	58.8%	16.6%
中2	46.8%	11.8%	

②生活上の課題

- ・ 平日の帰宅後に家族で過ごす時間が少ない傾向が見られます。
- ・ 子どもにとって必要な支援として、中2で「子ども本人がなんでも相談できるところ」を挙げる割合が高くなっています。
- ・ 子どもが朝食を毎日食べていない状況が見られます。
- ・ 夕食を子ども1人だけで食べる割合がやや高い傾向が見られます。
- ・ 魚・肉・卵・大豆、野菜、牛乳・乳製品などを「毎日食べる」との回答が低いなど、栄養バランスの悪い食生活を送っている状況が見られます。
- ・ 治療中・未治療にかかわらず、むし歯がある割合が高くなっています。
- ・ 情報入手先が少なく、各種支援制度や利用方法を知らない保護者が高くなっています。
- ・ 子どものことで悩んでいる保護者の割合が高い傾向が見られます。
- ・ 情報入手先及び相談先として「市役所等の窓口」を挙げる割合が高くなっています。

普段朝食を食べているかについて「毎日食べる」と回答した割合		生活 困難層	全体
	小5	70.6%	89.4%
中2	76.6%	85.1%	

虫歯があるかについて「ある」（未治療・治療中合算）と回答した割合		生活 困難層	全体
	小5	25.5%	8.7%
中2	17.0%	10.1%	

③保護者の就労に関する課題

- ・正社員・正規職員で働く割合がやや低く、就労日数や就労時間が長い傾向が保護者に見られます。
- ・働いていない理由として「病気療養」や「求職中」の割合が高く、働きたくても働けない保護者の割合が高いことがうかがえます。

正社員・正規職員で働く割合		生活 困難層	全体
	小5	11.8%	16.6%
中2	13.0%	18.0%	

(2) 関係機関・団体アンケート結果

調査名	越谷市子どもの生活実態に係る関係機関・団体アンケート調査
調査対象者	福祉関係機関、教育等関係機関、貧困対策に関する支援団体、子育て支援団体
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	平成31年4月に調査票送付／令和元年5月下旬に聞き取り調査
調査対象者数	77件
回収数	51件
回収率	66.2%
直接ヒアリングの実施	5団体

■主な意見

経済的に困窮していると感じる子どもや保護者の状況	子どもや保護者に見られる背景や特徴	<ul style="list-style-type: none"> 活動に参加している子どもや活動を通じて接する子どもの中で、経済的に困窮していると感じる子どもが「いる」と感じる割合が29.4%。 ひとり親で多子世帯などと状況が重なると、より深刻な状況となる。 障がいや疾病などを抱えていると貧困の状況になる可能性が高くなる。
	子どもの生活や学習の様子で見られる特徴的な状況	<ul style="list-style-type: none"> 不登校・相談室登校の子どもが比較的多く、それらの子どもは自己肯定感も低めで、学習意欲がない子も見られる。 身なりや所持品からは特徴的な状況は見られないので、外見から分かりにくい。 学校や家庭が居場所になっていない子も見受けられる。
	子どもと保護者との関係で見られる特徴的な状況	<ul style="list-style-type: none"> 顔を伺うような素振りが見られる。 親が子の将来を考えていない、考える余裕がない事が多い。

経済的に困窮していると感じる子どもや保護者の状況	子どもへの今後の影響や課題	<ul style="list-style-type: none"> 自己肯定感、自尊心が低い「どうせ自分なんて」が口癖になっている。その為、心身の健康や、基礎的学力への影響が大きくなる。 不登校気味な子どもが多いという点で基礎学力への影響があり、進学や将来自立をする為の能力が形成しにくいという傾向があるように見受けられる。
	子どもや保護者に対して必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> 経済的だけでなく、就労の情報も含めた情報の提供、サービス等の情報提供が必要。 話を聞くだけ、支援するだけでなく、両方出来る場所が必要。 子どもや保護者にとって、学校や家庭以外の地域に第3の居場所があることが大切である。 子どもへの支援として、学習指導や居場所づくりが重要である。 子どもの成長のためには乳幼児期の環境が重要である。保護者の「心の貧困」をなくすよう、つながりづくりや居場所づくりが必要。
	子どもや保護者に対する支援として、今後必要な市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 具体的サービスや支援について広く情報発信が必要。 子どもの貧困に対する市民の理解、意識を高めることが必要。 地域（小学校区で1つ）に子どもや保護者の居場所ができ、その居場所を運営する団体の活動を下支えしてくれる支援。 子どもの貧困が深刻で見えにくいことなどについて、市の職員や学校の先生に対し研修して頂き、現状を理解した上で何が必要なのか皆で考えていくことが必要。 支援者同士のつながりをつくることや支援者への情報提供が必要。
外国籍の子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもだけでなく親に対して日本語を習得する支援や学習支援が必要との声が多く挙げられた。 	

4 本市の子ども・子育てをめぐる課題のまとめ

子ども・子育て支援に関する本市の取り組みの状況をはじめ、統計データ、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果等をふまえ、第1期計画の4つの基本目標及び貧困に関する事項の5つの柱に沿って、本市の子ども・子育てをめぐる課題を次のとおり整理します。

(1) 親と子の健康づくりに取り組む

ライフスタイルの多様化や女性の就労率の向上が進む中、妊娠・出産も高齢化する傾向にあります。妊娠・出産前からの母体・胎児の健康保持に向けた知識の普及と意識啓発とともに、きめ細かい健診や医療の提供を通じて、母子の安全を確保することが重要です。また、特に妊娠・出産・育児の期間は、それぞれ特有の不安や悩みをかかえやすい時期であるため、相談をはじめとする支援体制の充実も不可欠です。

また本市では埼玉県との連携のもと、小児医療・救急医療体制の充実を図ってきましたが、医療への高いニーズも踏まえ、引き続き充実に向けた取り組みが重要です。

子どもの心と身体の健康づくりに向けては、学校をはじめとする関係機関等と緊密に連携し、心身の健康保持・増進に必要な知識や、適切な運動習慣、生活習慣を身につけるため、健康教育や健康づくりの機会を提供してきました。今後も、関係機関や地域の多様な主体と連携し、スポーツ・運動や、食育などの体験機会を充実し、豊かな心と身体を育てていくことが課題です。

(2) 地域の中で子育てを支える

核家族化の進行や就労形態の変化など、社会情勢の変化に伴い、求められる子育て支援サービスも多様化しています。地域で安心して子育てができるよう、教育・保育施設や地域型保育事業の充実をはじめ、きめ細かい子育てニーズに対応したサービスの充実が求められています。

また、地域とのつながりが薄れる中、子育て中の親同士の交流機会や子育て支援に関わる人材の確保、子育てについての知識・理解を深めるための取り組みを通じて、子育て家庭と地域のつながりを強め、地域ぐるみの子育て支援環境を作っていくことが必要です。

障がいや貧困、ひとり親家庭、外国人家庭など、様々な困難を抱える子どもや家庭に対しては、それぞれの状況に応じたきめ細かい相談・支援体制の充実が求められます。地域の様々な主体が協力・連携し、困難の解消に向けた支援を行っていくことが重要です。

近年、子どもの虐待も大きな社会問題となっており、虐待の防止と早期発見、早期対応に向けた関係機関の連携強化と対応力の向上が求められます。また、被害を受けた子どもが早期に立ち直れるよう、支援を行う体制づくりが課題です。

さらには、子どもの権利を尊重し、様々な場面で子どもの意見を反映できる社会づくりに向けて、参画の機会づくりを行っていくことが求められます。

(3) 子どもが自ら育つ環境をつくる

子どもが、自由にのびのびと関わり合い、創意工夫しながら活動する時間は、子どもの育ちと学びにおいてとても重要です。また、世代間交流の機会が減少する中、地域の様々な人と関わり、体験する場や機会も少なくなっています。

放課後に安心して過ごせる場の確保をはじめ、子どもの居場所、遊び場づくりを推進するとともに、地域や学校活動の中で、積極的に体験の機会づくりを進めることが重要です。また、子どもが将来のキャリア形成への意識を持ち、能動的な学びへとつなげるため、様々な職業体験機会の充実が求められます。

近年、不登校やいじめ、子どもの虐待などによって生じる、子どもの不安や悩みへの対応が大きな課題となっています。調査の中でも、早い時期から子どものいじめ等について不安を感じる割合が高くなっていることから、関係機関の連携のもと、子ども本人や子どもの家族が安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。また、思春期の子どもに対する保健教育を通じて、いのちの大切さへの理解をはじめ、自他を尊重する意識づくりを進めることが課題です。

子どもの育ちにおいて、保育所（園）・幼稚園・学校・家庭・地域はいずれも欠かせない要素です。地域の人たちとの交流を促進するとともに、学校を子どもの育ちと地域交流の拠点として積極的に活用することが重要です。また、それぞれの地域に応じた特色ある学校づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を図ることで、子どもを地域全体で育む環境づくりを進めることが重要です。

(4) 子どもを育てやすい環境をつくる

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直しについて、就労者、雇用者共に理解を深めていくことが重要です。また、女性の就労率が上がる中、男性の育児参加をこれまで以上に進めるとともに、啓発を通じて、子育てに理解をもち、応援する事業所等を増やしていくことが課題です。さらには、出産や育児により仕事をやめた女性や若者への、就労支援に向けて、関係機関等との連携を強化していくことが求められます。

子どもが巻き込まれる事故や犯罪の防止に向けて、子どもの交通安全・防犯意識の向上を図ることが重要です。また、地域の目で子どもを見守り、安全を確保していく体制づくりや、誰もが安全・快適に移動や生活ができるよう、ハード・ソフト両面において、バリアフリー、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を進めていくことが課題です。

(5) 貧困の状況にある子どもと家庭を支える

本市においても子どもの生活実態調査を通じて、貧困の状況にある子どもや家庭が一定数いることがわかりました。また、貧困の状況にある子どもや家庭に、教育上の問題や生活上の問題をはじめ、様々な問題が生じていることがうかがえます。

学習環境では、生活困難層の子どもが自宅で学習できる環境や習慣がない割合が高くなっています。また、経済的な理由から塾に通う割合も低いなど、学習支援の充実が求められています。

生活環境では、平日の晩、家族で過ごす時間が少なく、子ども本人がなんでも相談できる場所を求める声が、中学生で特に高くなっています。

また、相対的に不登校などにつながりやすく、自己肯定感や学習意欲が低くなる傾向も指摘されるとともに、そうした子どもの居場所づくりが重要な視点となっています。

保護者の就労では、非正規での就労割合が高いなど、生活の安定に向けた就労支援の充実が必要となっています。

また、放課後の居場所づくりや、バランスのとれた食事の提供、相談、学習支援など、多様な分野で、地域の様々な主体が活動を展開しています。今後も、そうした地域の活動団体等と、一層の連携・協力を強めていくことが求められます。

さらには、保護者のつながりや居場所づくりを通じて「心の貧困」をなくすことで、子どもが貧困の連鎖を断ち切り、健全に成長していく環境をつくる取り組みが課題です。

第3章 計画の基本的な考え方

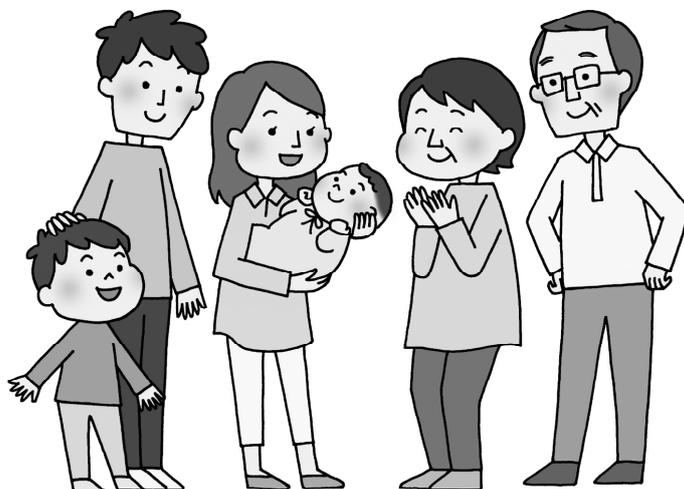
1 基本理念

第4次越谷市総合振興計画・基本構想では、少子高齢化がますます進行する中、誰もが住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らすことができるよう、地域で支えあう福祉活動を推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指しています。

本計画では、子ども・子育て支援新制度の趣旨、子供の貧困対策大綱等を踏まえ、全ての子どもが夢と希望を持って育つことができるまちをつくる、また、本市で子育てをする全ての家庭が安心して子育てできるまちをつくるという強い思いを込めて、「子どもたちが夢と希望を持って育ち、安心して子育てできるまちをつくる」を基本理念として掲げ、必要な施策の推進を図ります。

計画の基本理念

**子どもたちが夢と希望を持って育ち、
安心して子育てできるまちをつくる**



2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の5つの基本目標のもとに本計画を推進します。

基本目標1 親と子の健康づくりに取り組む

安心して妊娠・出産できる体制づくりを進め、出産後は母子ともに健やかに育まれるよう各種健康診査や保健指導を充実し、子どもの急な病気等に対応できるよう小児医療体制の確保を図ります。幼児期から学童期にかけては、子どもの心身の健全な発育・発達を促す食育や運動機会の充実を図ります。

基本目標2 地域の中で子育てを支える

子ども・子育て支援新制度に基づく就学前の教育・保育の充実、また各種子育て支援サービスの充実に取り組めます。あわせて地域の中で子育て支援の取り組みがなされるよう、子育て家庭と地域のつながりを進め、困難を抱える子どもや家庭が地域で孤立しないよう努めます。また、子どもの権利擁護・虐待防止に関する施策を推進します。

基本目標3 子どもが自ら育つ環境をつくる

心身ともに健全な青少年の育成に向けて、子どもの健全育成や居場所づくりの事業を実施するほか、自然と触れ合う機会や様々な体験活動の機会を充実し、子どもが自ら学び、遊ぶ場所づくりを進めます。また、学校・家庭・地域が連携して取り組みを推進するとともに、子どもの悩みや不登校等への対応の充実を図ります。

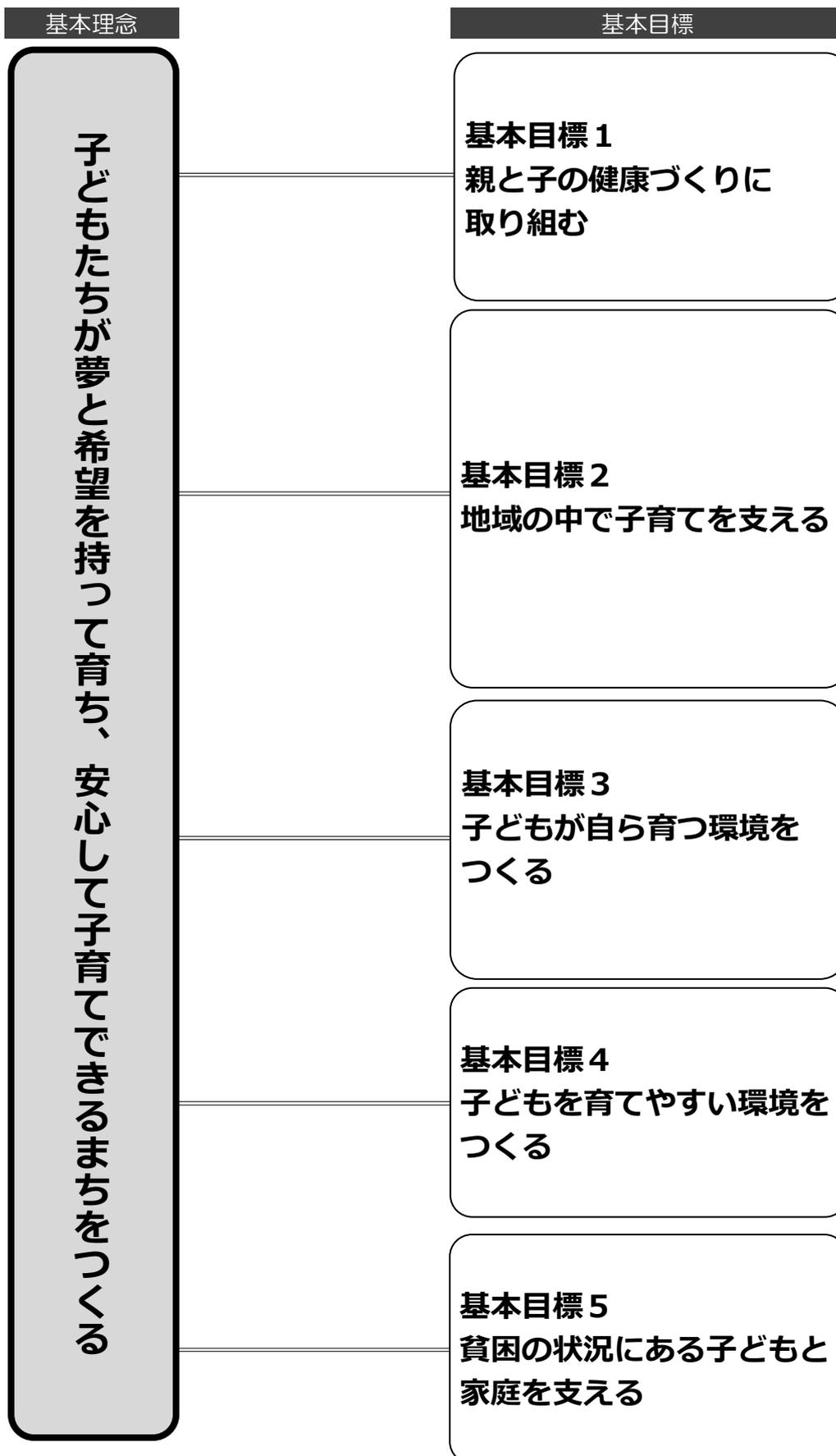
基本目標4 子どもを育てやすい環境をつくる

ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本に、全ての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう、子育てしやすい就労環境づくりに向けた意識啓発に取り組めます。また、子育て中の親子が安心して地域で生活できる環境整備を進めます。

基本目標5 貧困の状況にある子どもと家庭を支える

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されないよう、また全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもと家庭に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援等を通じて、子どもの貧困対策を推進します。

3 施策体系



中柱	小柱
1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり	(1) 乳幼児健診等の充実
	(2) 妊娠期からの育児支援の充実
	(3) 不妊治療に関する情報提供
2 小児医療の充実	(1) 小児医療の充実と夜間救急医療体制の充実
	(2) かかりつけ医の普及・啓発
	(3) 不妊治療に関する情報提供
3 子どもの心と身体の健康づくり	(1) 乳幼児期の食育・健康づくりの推進
	(2) 健やかな身体づくりの推進
	(3) 食育の推進
	(4) 食事づくり等の体験活動
1 子育て支援サービスの充実	(1) 豊かな心を育む事業の充実
	(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備・拡充
	(3) 多様で良質な保育サービスの充実
	(4) 各種子育て支援サービスの充実
2 子育て家庭と地域のつながり	(1) 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供
	(2) 子育て支援の輪と人材の確保
	(3) 子育てに関する意識啓発の推進
3 困難を抱える子どもや家庭への支援	(1) 障がい児の発達支援の拡充
	(2) 経済的支援の充実
	(3) 障がい児のいる家庭の負担軽減の充実
	(4) ひとり親家庭の自立支援策の拡充
	(5) 外国人家庭等への支援
4 子どもの権利擁護・虐待防止	(1) 子どもの権利の擁護
	(2) 子どもの虐待防止対策の拡充
	(3) 子どもの意見の尊重や参画の促進
	(4) 被害を受けた子どもへの支援
1 子どもの居場所・体験機会の提供	(1) 放課後児童対策の充実
	(2) 子どもの居場所・遊び場づくり
	(3) 地域や学校での多様な体験活動の場の提供
	(4) 就労や職業を考える教育機会の提供
2 子どもの悩みや不登校等への対応	(1) 各種子ども相談事業の充実
	(2) 不登校児への支援の充実
	(3) 思春期の子どもに対する保健教育の充実
3 学校・家庭・地域の連携の推進	(1) 地域住民との交流の促進
	(2) 学校施設の活用
	(3) 個性豊かな学校づくり
	(4) 家庭や地域の教育力の向上
1 子育てしやすい就労環境づくり	(1) 多様な働き方の見直しに係る啓発
	(2) 男性の育児参加の促進
	(3) 子育てを応援する企業の啓発
	(4) 就労支援と再就職のための支援
2 安全で生活しやすい環境づくり	(1) 安全な道路交通環境の整備
	(2) 安全教育の推進
	(3) 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり
	(4) ユニバーサルデザインと外出支援の推進
	(5) 良質な住宅確保のための環境整備の推進
1 子どもと家庭への支援	(1) 教育支援の充実
	(2) 生活支援の充実
	(3) 保護者に対する就労支援の充実
	(4) 経済的支援の充実
2 地域と連携した支援の体制づくり	(1) 地域の主体との連携による支援の充実
	(2) 様々な課題に対応する情報提供・相談体制の充実

章

第4章

第5章

第4章 次世代育成と母子保健に関する事業の展開

基本目標1 親と子の健康づくりに取り組む

1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

【現状と課題】

- ・市では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの相談支援を実施しています。また、助産師に委託して、妊産婦・新生児訪問を実施しているほか、妊産婦及び乳幼児のうち訪問指導が必要な人を対象に保健師が継続的に訪問し、必要な助言を行っています。
- ・子育て支援ニーズ調査結果では、子育てに関して悩んでいることについて、特に0歳児の保護者で「食事や栄養に関すること」「病気や発達に関すること」が上位に挙がっています。また、保育所（園）、幼稚園、拠点施設などが身近な相談場所として有効であることがうかがえます。
- ・働く女性の増加と初婚年齢の上昇に伴う出産年齢の上昇を受けて、妊婦健康診査の重要性が一層高まっています。また、ハイリスク妊婦に対する支援を早期に開始するとともに、乳幼児健診未受診者の中には、問題を抱えているケースもあるため、未受診者への対応の充実が必要です。
- ・各種健診・検診の受診率向上や、各種予防接種の接種率の向上に向けて、情報提供と相談体制の充実を図ることが課題です。また、不妊治療に関しても情報提供を効果的に実施するとともに、治療費の助成を継続していくことが必要です。

【施策の方向性】

○妊娠・出産に係る母子保健事業を通じて、母子の健やかな成長を図り、適切な支援を提供するとともに、育児不安の解消や育児への助言、情報提供等の支援を行います。あわせて乳幼児の発達段階に合わせた食育と健康づくりを推進します。

※【主な取り組み・事業】の表中の☆は、子ども・子育て支援法において、各市町村で利用見込量と確保方を設定することが定められている事業です。

【施策の展開】

(1) 乳幼児健診等の充実

- ・妊婦、乳幼児の健診事業の充実、並びに予防接種事業により疾病の予防を図ります。また、発育・発達に関する相談や療育指導を実施します。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
★妊婦健康診査	医療機関等に委託して妊婦健康診査を行います。	市民健康課
乳児健康診査	4か月児、10か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施します。	市民健康課
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に、身体測定・問診・診察（内科・歯科）及び保健師・栄養士による相談を行います。	市民健康課
特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	市民健康課
1歳6か月児・3歳児継続相談	小児科医師・言語聴覚士・保育士・臨床心理士・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行います。	市民健康課
予防接種	BCG、4種混合等各種予防接種を医療機関などで実施します。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図ります。	市民健康課

(2) 妊娠期からの育児支援の充実

- ・育児不安の解消や乳幼児の発育・発達過程に応じた情報提供や助言に向けて、講習及び実習の開催や相談を実施します。また、保健師、助産師等の専門職による家庭訪問や養育支援を実施し、母子の健全な育成の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
★妊産婦・新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）	助産師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図ります。	市民健康課
★養育支援訪問事業	養育支援が必要な児及び母を訪問し、母子の健全な育成を図ります。	市民健康課
乳幼児育児相談	乳幼児を対象に保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図ります。	市民健康課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行います。	市民健康課

(3) 不妊治療に関する情報提供

- ・不妊に悩む人への治療に関する情報提供を行うとともに、国の制度に基づき不妊治療費の一部を助成します。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
不妊治療の情報提供	不妊に関する相談のできる施設などの情報提供を行います。	市民健康課
不妊治療費助成事業	指定医療機関において「特定不妊治療（体外受精・顕微授精）」及び特定不妊治療を行うために必要とされる「男性不妊治療」を行った場合、その治療費の一部を助成します。	市民健康課

(4) 乳幼児期の食育・健康づくりの推進

- ・乳幼児期の発達段階に合わせて、食や栄養、健康づくりに関する学習機会の提供と情報の提供を行います。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
離乳食教室	5～6か月頃・7～8か月頃・9～11か月頃・12～18か月頃の乳幼児の親を対象に、離乳食の作り方講習や試食を行い、乳幼児の育児を支援します。	市民健康課
栄養相談	乳幼児期からの食生活、栄養に関する個別相談を行い、バランスのとれた食生活を促進します。	市民健康課
幼児保健教室「ヘルシーキッズスクール」	幼児を対象とした運動・食生活・虫歯予防のための健康教室を開催します。	市民健康課



2 小児医療の充実

【現状と課題】

- ・県においては、周産期医療体制や小児救急を担う産科や小児科、救急を担当する病院勤務医師の不足等から、これらの救急医療体制の確保が課題となっています。
- ・子育て支援ニーズ調査結果では、今後の充実を求める子育て支援について「小児医療や緊急医療体制の充実」が上位に挙がっており、年齢によっては最上位のニーズとなっています。また、「こしがや子育てネット」・「こしがや子育てクワイエ」に希望する情報として、「医療に関する情報」が上位に挙がっています。
- ・地域で安心して子育てができる環境づくりの一環として、小児救急医療体制の整備を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 夜間急患診療所の運営事業や小児救急医療支援事業を実施し、小児医療体制の充実を図るとともに、子どもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医」の普及・啓発を行います。

【施策の展開】

(1) 小児医療の充実と夜間救急医療体制の充実

- ・小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるため、小児医療体制の整備として、夜間急患診療所運営事業を引き続き実施するとともに、小児の二次救急医療の体制確保に向けた取り組みを実施します。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
越谷市夜間急患診療所運営事業	越谷市夜間急患診療所において診療を実施し、夜間における初期救急医療体制の充実を図ります。	地域医療課
小児救急医療支援事業	小児の第二次救急医療体制を確保するため、小児救急医療支援事業を実施します。	地域医療課

(2) かかりつけ医の普及・啓発

- ・子どもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医」の普及・啓発を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医に関し、市ホームページ、広報こしがや等を活用し普及・啓発を行います。	地域医療課

3 子どもの心と身体健康づくり

【現状と課題】

- 子どもの遊びや運動機会の減少等により、子どもの体力・運動能力が低下傾向にあります。また、子どもを取り巻く食環境が大きく変化する中で、朝食の欠食や肥満・痩身傾向、生活習慣病の若年化等の健康への影響も課題となっています。
- 子育て支援ニーズ調査結果では、小学生調査で、子どもが朝ごはんを「ほとんど食べていない」や、夜ごはんを「ひとりで食べる」が、わずかずつですが見られます。また、子どもの生活実態調査では、生活困難度が高い層ほど、朝食をとる割合が低くなっています。望ましい食習慣の確立に向けて、誰かと共に食事を作ったり、食事を共にする機会づくりが重要です。
- 子どもの生活実態調査では、現在、子どものことで悩んでいることについて、小学5年生の保護者の1割強が「子どもの友達関係やいじめ」と回答しています。
- 子どもの健全な発育と成長を支援するため、家庭と学校、地域が連携する中で子どもの心身の健康づくりに取り組んでいく必要があります。また、近年のいじめの増加等をふまえ、中学校を対象とした人権教室を実施していくことが重要です。
- 子どもの成長過程において、読書の果たす役割は重要であり、子どもが豊かな読書活動を行っていただけるよう、環境を整えることが必要です。

【施策の方向性】

○子どもの生涯にわたる心と身体健康づくりに向けて健康教育を推進し、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、保育所（園）・幼稚園・学校・家庭・地域が連携し、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。また、地域の人や図書館や児童館、公民館等の多様な資源を活用し、子どもに豊かな心を育むための多様な取り組みを推進します。

【施策の展開】

(1) 健やかな身体づくりの推進

- 子どもに、生涯にわたる心身の健康保持・増進に必要な知識や適切な生活習慣を身につけさせるため、保育所（園）・幼稚園・学校・家庭・地域が連携し、健康教育や保健指導等を推進します。
- 運動部活動等の学校におけるスポーツ環境を充実するとともに、地域のスポーツ活動の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童館の児童健全育成事業	遊びや各種教室などを通して児童の心身の健全な発達や、豊かな創造性を育む事業を開催します。	青少年課
親子ふれあい体操教室	幼児期に親子が一緒に運動する体験として、遊び的要素を取り入れながら平衡性、敏捷性等の運動神経の発達を促し、また、親子のスキンシップが図れる内容のプログラムを実施します。	スポーツ振興課
小中学校体育施設開放	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図ります。	スポーツ振興課
学校保健事業	家庭や地域、関係機関との連携を図りながら健康相談活動、保健指導を通じたヘルスプロモーションの考え方を身につける取り組みを進めます。（市内小・中学校で指導計画に基づき実施。）	学務課
部活動外部指導者派遣	中学校部活動において、より専門的な技術指導を可能とするため、外部指導者として地域の教育力の活用を進めます。	指導課
学校給食栄養管理事業	給食献立の研究とともに、食物アレルギーの対応について取り組みます。	給食課

(2) 食育の推進

- 教育・保育施設や小・中学校における食に関する指導計画及び食育計画に基づき食育を推進します。
- 給食だよりや学校給食の試食会等、学校を通じて小中学生と保護者に対し食育の重要性について啓発します。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
食育の推進 保育所における食育の充実	食生活の見直しや栄養に関することなどを、給食時間・家庭科や総合的な学習の時間等で取り上げ、食育を推進します。 また、保育所の保護者を対象に、栄養士による講話及び試食を各保育所において年齢別に実施し、食の大切さについて啓発します。	子ども育成課 指導課 給食課
食育推進事業	講演会などを通じて食育を推進します。	市民健康課

取り組み・事業名	内 容	担当課
学校給食研究協議大会	小・中学校の保護者と学校給食関係者を対象に、食に関する講演、研究発表を行います。	給食課
学校給食の試食会	小・中学校の保護者を対象に、学校給食の試食と食に関する啓発を行います。	給食課
給食だよりの発行	小中学生とその保護者を対象に、食に関する情報を提供します。	給食課
「朝食」についての食育事業	就学時健康診断において家庭へ「朝食」に関する講座等を実施します。 また、保健センターにおける母子健康教育や相談事業および幼児健診において、朝食の大切さを周知します。	給食課 市民健康課

(3) 食事づくり等の体験活動

- 子どもにとって、料理をつくることは、つくる喜びを体験するとともに、食事の大切さを考える契機にもなることから、子ども料理教室等の子ども参加・体験型の学習機会の充実に努めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
クッキング保育	保育所（園）で児童と一緒に、カレーづくり、クッキーづくり、芋煮会等を実施して、つくる喜びを体験し、食事の大切さを学ぶ機会を提供します。	子ども育成課
おやこ料理教室	小学生の親子を対象に、料理教室を開催し、親子の交流を図るとともに、家庭における食の関心を高めます。	市民健康課
小中学校の調理講習会・親子調理講習会	小・中学校の保護者、または親子を対象に、調理講習会を行います。	給食課
小学生の野菜皮むき体験	小学校1・2年生を対象に、学校給食に使用するグリーンピースのさやむきやトウモロコシの皮むき体験等を通じて、野菜に親しみ、食に関心を持たせます。	給食課

(4) 豊かな心を育む事業の充実

- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、他人を思いやる心や感動する心を育むために大切なことであることから、幼い頃から絵本や読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備を推進します。また、豊かな心を育むため、乳幼児や高齢者との交流等、各種講座や情操・心の教育を推進します。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童館の読み聞かせ	語り手・読み手から直接児童に感動が伝わるような本の読み聞かせや紙芝居を定期的実施するほか、館内の児童向け図書貸し出しを行います。	青少年課
児童館の世代交流・伝承遊び事業	児童館において、世代間交流会、伝承遊びの講習会等を開催します。	青少年課

取り組み・事業名	内 容	担当課
地区センター・公民館の各種学級・講座	親子や子どもを対象とした子育て学級・講座を開催します。	生涯学習課
市立図書館及び北部・南部・中央図書室の各種「おはなし会」	子どもに「おはなし」のおもしろさ、絵本を読んでもらう楽しさを伝えるために、昔話などの語りと物語絵本・科学絵本の読み聞かせを行っています。	図書館
市立図書館及び南部・中央図書室等での読み聞かせ	乳幼児向けに絵本やわらべうたを親子で楽しむことを目的に、絵本の読みきかせやわらべうたの紹介などを行っています。	図書館
夏の子ども会・夏休み子ども読書くらぶ	夏の子ども会は、4歳から小学生を対象に午前の部、午後の部に分かれて、人形劇や大型紙芝居などで、楽しい時間を過ごします。夏休み子ども読書くらぶは、小学生を対象に、テーマを決めて本の紹介を行います。	図書館
こども映画会	親子が読書により親しんでいただくことを目的に、絵本等を原作とする映画を上映し、上映後にその映画に関連した絵本の貸出も行います。	図書館
調べ学習への資料提供	学校からの「調べ学習連絡票」による依頼を受け、テーマごとに資料を収集し、団体貸出を行います。また、総合百科辞典・人物辞典・学習年鑑の団体貸出及び移動図書館車での資料配送サービスも行います。	図書館
小学生対象の図書館見学・中学生対象の社会体験チャレンジ	図書館について理解を深め、本への興味を高めるため、小学生を対象に図書館見学を実施するとともに、中学生を対象に社会体験チャレンジの受け入れを行います。	図書館
保育所（園）や小学校等への児童書・絵本等の所管換え	図書館の蔵書整理にともない、複本がある図書や利用可能な図書を、子どもの読書活動を推進するために活用します。	図書館
保健センターへの乳幼児向け絵本の配本	親子が絵本にふれられる機会を提供します。	図書館
すべての学童保育室への移動図書館の巡回	市内の学童保育室へ児童書・絵本・紙芝居等の配本を行います。	図書館
学校図書館運営ボランティア向けの講座	学校図書館での活動を支援するため、学校図書館運営ボランティア向けに、読み聞かせを中心として経験年数に応じた講座を開催します。	図書館
親子対象の講座「親子で楽しむ絵本とわらべうた」・「親子で楽しむ絵本の世界」	絵本やわらべうたとの出会いの場になるよう、講師を招き、親子で楽しい時間を過ごします。保護者に対しては、絵本を手渡すきっかけとなるよう、講義を実施します。	図書館
児童文学講演会	子どもの読書への理解・関心を深め、自主的な読書活動の推進につながるよう、講演会を開催します。	図書館
心の教育の推進	各学校での道徳の授業を中心に、学校教育全般に渡って道徳教育の充実を図ります。道徳教育振興会議の活動を通して、家庭や地域と協力しながら、児童生徒の豊かな心を育成します。	指導課

取り組み・事業名	内 容	担当課
「人権の花」運動	人権擁護委員と連携し、児童が互いに協力し合っ て草花等を栽培し、それを通して相手の立場を考え ること、協力し合うこと、感謝することなどの重要 性を学ぶとともに、思いやりの心を伸ばすことを目 的として、小学校に花の苗やプランター等を提供し ます。	人権・男女共同 参画推進課
幼稚園児保護者に対する 映画会及び座談会	人権擁護委員と連携し、幼稚園児及び保護者を対 象に人権映画会（アニメ）を開催し、親子に共通の 話題を提供するとともに、子育てやいじめ等の人権 問題について意見交換を行い、家庭における人権教 育を推進します。	人権・男女共同 参画推進課
人権教室の開催	人権擁護委員と連携し、小学校3・4年生を対象 に、発達段階において人権感覚を身につけることを 目的として、いじめ問題に関する授業を行います。	人権・男女共同 参画推進課



基本目標 2 地域の中で子育てを支える

1 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

- 母親の就業率の向上やライフスタイルの多様化などを受けて、子育て支援サービスに対するニーズは増加しています。
- 子育て支援ニーズ調査結果では、平日に幼稚園や保育所などを利用している割合は6割強で、4歳児以上の保護者では9割台が利用しています。また、2歳児の保育所利用が増加しています。
- 市では、令和元年度から、長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定しています。平成31年4月1日現在で11園、350名分の定員を確保し、いわゆる「3歳の壁」の解消に大きく貢献しています。
- 一時預かり事業についても、現在の利用状況に比べて、今後の利用希望が高くなっており、利用を希望する方が利用しやすい環境を整備することが求められています。
- 上記のような各種子育て支援サービスについて、状況に応じて保護者が必要なサービスを適切に選択できるよう、情報提供の充実を図ることが重要です。

【施策の方向性】

○子ども・子育て支援新制度に基づき、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業の整備、拡充を進めるとともに、幼稚園や学校、地域と連携し、就学前の教育・保育を充実します。また、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実と保育の質の向上、地域における各種子育て支援サービスの充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備・拡充

- ・待機児童の大半を占める低年齢児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業の整備を進めます。
- ・既存施設の有効活用を目指し、保育所（園）や認定こども園の改修等による定員拡大、また、幼稚園の預かり保育に対する支援の充実（「こしがや「プラス保育」幼稚園」）を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
★地域型保育事業の整備	地域のニーズに合わせ、地域型保育事業の定員枠の拡充を計画的に行います。	子ども育成課
★保育所（園）及び認定こども園の改修	保育所（園）や認定こども園の改修等による定員枠の拡充を計画的に行います。	子ども育成課
★こしがや「プラス保育」幼稚園事業	長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、3歳以降の保育ニーズに対応します。	子ども育成課

(2) 多様で良質な保育サービスの充実

- ・保護者の就労形態の多様化や疾病等、様々な理由による保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- ・特別支援保育への需要の高まりに対応するため、民間保育園を含めた受け入れ体制の整備を図ります。
- ・保育サービスの質の向上を図るため、公正・中立な機関により、専門的で客観的な立場から評価する第三者評価事業を推進するとともに、良質かつ適切な保育サービスを提供するため、研修会等の充実に努めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
★延長保育事業（時間外保育事業）	標準、短時間認定共通で保育所（園）等で朝7時から7時30分、夕6時30分から7時まで実施します。短時間認定では夕5時30分から有料で実施します。	子ども育成課
★一時預かり事業	保護者が急用等により、保育に困ったときやリフレッシュを図りたいとき、保育ステーション及び地域子育て支援センターで一時的（時間単位）に保育を行います。	子ども育成課
送迎保育事業	利便性の高い駅前に保育ステーションを開設し、送迎バスを利用し、保育園への送迎を実施します。	子ども育成課
休日保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて保育所等が開所していない日曜日・祝日等に保育を行います。	子ども育成課
夜間保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて夜7時から夜10時まで保育を行います。	子ども育成課

取り組み・事業名	内 容	担当課
★幼稚園の預かり保育事業（一部）	各園において、仕事を持っている子育て中の保護者に対応するため、一時的な預かり保育を行います。	子ども育成課
★病児・病後児保育事業	病中又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な時や個別の医療的配慮を必要とする児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を実施します。	子ども育成課
第三者評価事業	保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業等を推進します。	子ども育成課
福祉保健オンブズパーソン制度	子どもの権利を擁護するため、福祉保健オンブズパーソンが児童福祉サービスに関する苦情を、公正・中立な立場で調査・判断し迅速に解決を図ります。	福祉推進課

（3）各種子育て支援サービスの充実

- ・就労しながら、あるいは在宅で子育てをしている保護者の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するため、保育ステーション、ファミリー・サポート・センター等のきめ細かな子育てサービスの充実を図ります。
- ・各種子育て支援サービスについて、状況に応じて保護者が必要なサービスを適切に選択できるよう、情報提供の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
★ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織されています。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所（園）・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを行います。	子育て支援課
子育て総合支援窓口	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスに関する情報提供や相談を行います。	子育て支援課
★子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育を行います。	子育て支援課
保育所（園）における各種子育て支援事業	0歳から就学前までの子どもを持つ地域の親子を対象に、親子で遊んだり、保育所（園）行事に参加したり、保育体験をしながら子育てへのヒント、意欲、楽しさを感じ、安心して子育てに向き合えるよう様々なメニューで支援します。また、親子ともに安心できる友だち関係をつくることや育児講座、育児相談を行います。	子ども育成課
幼稚園に関する各種情報提供	子育てガイドブックや子育てネット等の資料を基に、幼稚園への入園を検討している子どもの保護者に対して、幼稚園に関する情報を提供します。	子ども育成課
★子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付認定子どもが従来型幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付を行います。	子ども育成課
児童館の各種子育て支援事業	0歳児の親子から各年齢層に応じた多種多様な教室を開催し、また参加者同士の交流も図ります。	青少年課

2 子育て家庭と地域のつながり

【現状と課題】

- 子育てに不安や負担感を持ちながら、相談相手がいないなど、子育ての中で孤立を感じている家庭が増えており、これらを解消する必要があります。
- 子育て支援ニーズ調査結果では、今後の情報入手方法として市のホームページや「こしがや子育てガイドブック」、子育て情報・応援サイトである「こしがや子育てネット」「こしがや子育てクワイエ」を利用したいとの回答が多く、提供方法の充実と、子育てについての意識啓発に向けて効果的な活用が求められます。
- 「こしがや子育てクワイエ」など、市民ボランティアの手で運営されている事業については、ボランティアが継続的に関われる方法の検討が必要です。
- 市内には、平成31年4月1日現在、地域子育て支援拠点として、地域子育て支援センターが14か所、子育てサロンが5か所、保育ステーションが3か所あり、子育て講座や子育て相談、一時預かり等を実施し、子育て家庭を支える環境づくりに努めています。一方で、子育て支援ニーズ調査結果では、このような施設の利用について、0歳児の保護者で行きづらいとの感想を持つ割合が高いことから、一人でも行きやすい雰囲気づくり、支援が必要であることが考えられます。

【施策の方向性】

○地域で子育て中の親子が出会い、交流しながら、子育ての力を高めていく場や機能の充実を図ります。また、子育ての自主的団体や関係機関が連携して子育て家庭を支援する地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の拡充を図るとともに、広く市民が子育てに理解と関心をもてるよう、子育てに関する意識啓発を推進します。



【施策の展開】

(1) 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

- ・身近なところで、いつでも気軽に親子が集い、交流できる場所の設置を進めるとともに、各種相談事業の充実を図ります。
- ・市広報紙やインターネット等の各種情報媒体を活用し、子育てに関する情報提供を進めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
子育て情報の提供	市広報を始め、テレビ番組（いきいき越谷）、市ホームページや子育てアプリなどの活用を図り、子育て情報を提供します。	子育て支援課
子育て情報サイト「こしがや子育てネット」の運営	行政や関係機関の子育て支援サービス、子育て施設等、子育てに関する情報をわかりやすくタイムリーに発信します。	子育て支援課
子育て応援サイト「こしがや子育てクワイエ」の運営	市民ボランティア、サークル等の民間団体が、おでかけや仲間作り等身近な子育て情報を発信します。	子育て支援課
家庭児童相談室	学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行います。	子育て支援課
★地域子育て支援センター事業	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子ども育成課
保育ステーションの子育て支援事業	子育て相談の実施や、子育て中の親子間交流を促進するための様々な取り組みにより、地域の子育て支援を進めます。	子ども育成課
児童館の子ども家庭相談	児童館2か所で、専任の子ども家庭相談員が、発育や生活習慣、遊びについてなど面談・電話により相談を受け、助言を行います。	青少年課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員が子育てに関するさまざまな相談を受け、同時に情報提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援を早期に行えるよう関係機関へ紹介を行います。	福祉推進課

(2) 子育て支援の輪と人材の確保

- 自治会、子ども会、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て経験者、子育て支援サークル、NPO等が連携・協力し、地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の拡充と子育て支援に向けた人材の確保を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
子育て支援のネットワーク	子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワーク化を図ります。	子育て支援課
☆子育てサロン事業	子育て中の保護者が気軽に集えるよう交流の場を設けるとともに、子育てサークルによる講座等を開催します。 子育ての悩みや不安をもつ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行います。また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行います。	子育て支援課
子育てサークル等への活動支援	児童館や地域子育て支援センターにおいて、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図ります。	子育て支援課 子ども育成課 青少年課
保育所（園）の地域交流事業	すべての子育て家庭を対象に子育て不安を解消するため、地域における身近な子育て支援施設として保育所（園）の専門的な機能を生かした事業を推進し地域の子育て力の向上に努めます。また、地域に開かれた保育所づくりを推進します。	子ども育成課
児童館の親子交流事業	0歳児の親子から各年齢層に応じた多種多様な教室を開催し、また参加者同士の交流も図ります。	青少年課

(3) 子育てに関する意識啓発の推進

- より多くの市民に子育てへの関心を持ってもらい、また同時に子育てに関する理解を深めてもらうため、子育てに関する意識啓発を進めます。
- 企業や各種団体等の社会を構成する様々な主体に対し、子育てを社会全体で支援していく必要性をPRしていきます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
イベント開催における啓発活動	イベント等の開催時に、ブースを設けるなど子育て支援機関や子育て事業を紹介し啓発を行います。	子育て支援課
広報誌等の活用	市広報紙や市ホームページで子育て事業や支援施設についてPRを実施します。	子育て支援課

3 困難を抱える子どもや家庭への支援

【現状と課題】

- 越谷市児童発達支援センターの外来（発達）相談について、人的な体制の強化が期待されています。
- 障がい児のいる家庭の負担軽減に向けて、引き続きサービスの周知と円滑な利用に向けた支援が必要です。
- 子どもの生活実態調査では、ひとり親家庭では生活困難層に該当する世帯の割合が高くなっており、自立に向けた支援を充実していく必要があります。
- 外国籍の子どもや日本国籍でも親が外国人の場合、あるいは親が日本人でも外国で生まれ育った場合など、外国にルーツのある子どもの中には、言葉、文化、習慣等の違いから様々な場面で戸惑いを抱えている人もいます。
- 市では、市民ガイドブック、外国語版ガイドマップ、コシガヤメッセージャーなどを配布していますが、必要とする方へ効果的に届く配布場所、配布方法の工夫が必要です。
- 人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が、身近な地域で生活できるよう支援を向上させていく必要があります。

【施策の方向性】

- 障がいを早期に発見し、早期からの療育支援を目指すとともに、障がい児に対する必要な相談支援や療育体制の充実、経済的負担の軽減等を図ります。また、障がい児のいる家庭の負担軽減の充実や、ひとり親家庭の生活の自立に向けた相談と生活・就労支援の充実、外国人家庭等への支援の充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 障がい児の発達支援の拡充

- ・乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障がいの早期発見に努めるとともに、相談・情報提供体制の充実を図ります。
- ・心身の発達に遅れや心配のある児童の通園事業や早期療育事業等の充実及び・保育所等訪問支援事業の整備・充実を図り、障がい児の発達や、家族を支援します。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童発達支援事業 (児童発達支援センター及びその他事業所)	障がいのある未就学児が、日常生活における基本動作や知識等を習得し、集団生活に適應できるよう支援します。	子育て支援課
越谷市児童発達支援センターの早期療育発達支援事業	心身の発達に遅れや障がいのある幼児と保護者への指導・訓練を通して、発達を促進し、また障がい等の軽減を図ります。	子育て支援課
越谷市児童発達支援センターの外来(発達)相談	心身の発達に心配のある幼児と保護者を対象に、保健師等の専門職による相談・訓練を行います。	子育て支援課
越谷市児童発達支援センターの保育所等訪問支援事業	心身の発達に支援を必要とする幼児を対象に、専門職等が保育所等に訪問して集団生活に適應できるよう支援します。	子育て支援課
保育所(園)等の特別支援保育	公立保育所のバリアフリー化を進めつつ障がい児の保育施設等への積極的な受け入れを推進します。	子ども育成課
特別発達相談 (再掲1-1-(1))	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	市民健康課
1歳6か月児・3歳児継続相談 (再掲1-1-(1))	小児科医師・言語聴覚士・保育士・臨床心理士・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行います。	市民健康課

(2) 経済的支援の充実

- ・子育て家庭の経済的支援のため、児童手当、こども医療費支給等の制度の推進に努めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童手当	次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的に、中学校修了までの子どもに手当を支給します。	子育て支援課
こども医療費の助成	中学校修了までの子どもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
☆多様な事業の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援します。	子ども育成課

取り組み・事業名	内 容	担当課
保育料の多子軽減	保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料を助成することにより、多子世帯における経済負担の軽減を図り、少子化の改善を図ります。	子ども育成課
☆実費徴収に係る補足給付事業	従来型幼稚園における低所得世帯等の子どもの食材料費（副食費）に対する助成を行います。	子ども育成課

（3）障がい児のいる家庭の負担軽減の充実

- ・補装具や医療、特別児童扶養手当等の給付やサービスの提供を通じて、障がい児のいる家庭での子育て負担の軽減を図ります。
- ・介護給付及び通所給付を利用する障がい児について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成を進めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
補装具等の支給	身体に障がいのある児童に対して補装具等を給付し、障がいによる負担軽減と日常生活の向上を図ります。	子育て支援課
日常生活用具の給付	在宅の重度の障がいのある児童等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	子育て支援課
育成医療	心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担の軽減を図ります。	子育て支援課
障がい児介護給付事業	心身に障がいのある児童に対して、居宅介護・短期施設入所などを支援し、介護者等への負担軽減を図ります。	子育て支援課
障がい児通所給付事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など障害児支援に係る給付を行います。対象となる障がいのある未就学児には、利用者負担を無償化します。	子育て支援課
障がい児（者）生活サポート事業	在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、事業者が行う一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービス（一定時間）を行います。	子育て支援課
特別児童扶養手当	心身に重度・中度の障がいのある児童（20歳未満）を養育していて、所得が一定未満の家庭に手当を支給（県への進達事務）します。	子育て支援課
心臓病手術費等助成	心臓疾患のある18歳未満の児童に精密検査及び手術等に要する医療費以外の自己負担金について、限度額の範囲内で助成します。	子育て支援課
在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業	医療型短期入所、日中一時支援に関する事業所による受け入れを促進し、家族の精神的及び身体的負担を軽減します。	子育て支援課
障害者等日中一時支援事業	障がい児（者）に対して、日中における一時預かり、見守り等を行い介護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課
難聴児補聴器購入費助成事業	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の負担軽減を図ります。	子育て支援課
医療的ケア児の支援の協議	医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、協議の場を設置します。	子育て支援課

取り組み・事業名	内 容	担当課
小児慢性特定疾病医療給付、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を市が助成します。また、日常生活用具を給付し、対象児の日常生活の向上を図ります。	市民健康課
医療等の給付	心身に重度の障がいのある子どもがケガなどで医療機関に支払う医療費の一部を支給します。	障害福祉課

(4) ひとり親家庭の自立支援策の拡充

- ひとり親家庭の子どもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活への支援、就業支援、経済的支援等を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童扶養手当	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども（18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育している母または父、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している方に手当を支給し、経済的負担の軽減を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給制度	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども（18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育している家庭、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行います。	子育て支援課
母子家庭等相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等の生活・就労に対する相談や、母子家庭等自立支援給付金制度の案内、母子・父子寡婦福祉資金の貸付相談など、ひとり親家庭の抱えている問題に適切な助言を行います。	子育て支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を修得するため、雇用保険法に基づく厚生労働大臣指定教育訓練講座及び実情に応じた適当と認められる講座を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給します。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため1年以上養成機関などで修業する場合に、課税状況により促進費（月額）及び修了支援給付金を支給します。	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム	児童扶養手当受給者の自立の促進を図るため、個々の状況に応じた支援プログラムを策定するとともに、公共職業安定所等との緊密な連携を図り支援を行います。	子育て支援課

取り組み・事業名	内 容	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のいない児童及び寡婦に対して、修学、技能の習得や生活資金等の貸付を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	子育て支援課

(5) 外国人家庭等への支援

- 外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、安心して日常生活を送ることができるよう、多言語による情報提供等に努めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
市民ガイドブックの配布	日常生活に必要な基本的事項が書かれたガイドブック（英語、中国語、やさしい日本語）を外国籍市民へ配布します。	市民活動支援課
外国語版ガイドマップの配布	英語版・中国語版越谷ガイドマップを配布します。	市民活動支援課
コシガヤメッセンジャーの配布	広報紙の中で、外国籍市民に必要な情報（休日当番医、催物等）を抽出し翻訳したものを月1回、広報こしがやのやさしい日本語版・英語版・フィリピン語版・中国語版として発行します。	市民活動支援課

4 子どもの権利擁護・虐待防止

【現状と課題】

- すべての子どもの健全な育成と権利の尊重が確保されるための環境づくりに向け、子どもの権利条約や子どもの権利擁護について、地域の理解を深める取り組みを進めていく必要があります。
- 研修会等で新しい人権課題や人権感覚育成プログラムについて取り上げ、指導方法の工夫・改善を図ることが課題です。
- 子どもの虐待が全国的に問題となっていますが、子育て家庭の孤立化や貧困化の進行等の問題もその背景として深刻化してきています。子育て支援ニーズ調査結果では、特に必要な支援として、就学前、小学生ともに子どもの虐待への対応を挙げる割合が増加しています。子どもの虐待の防止に向け、地域の子育て支援、相談等の充実により虐待が起きる前の予防的支援に努めるとともに、虐待の再発防止、また虐待を受けた子どもへの支援の充実を図っていく必要があります。
- 子どもが様々な場面に積極的に参加し、意見を表明し、その意見を反映できる機会づくりを行うとともに、犯罪、いじめ、虐待など、様々な形で被害を受けた子どもを支える仕組みづくりが必要です。
- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、子ども等に対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点の整備が求められています。

【施策の方向性】

○子ども一人ひとりの権利を守り育てため、子どもの権利条約について広く市民への周知を図ります。また、子どもの虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の協力体制の充実にも努めるとともに、犯罪、いじめ、虐待などの被害を受けた子どもへ様々な形で支援を行います。さらには、様々な場面で子どもが参画し、意見を反映できる機会づくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 子どもの権利の擁護

- 子ども一人ひとりの権利を守り育てため、子どもの権利条約について広く市民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、児童の権利擁護の推進を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
子どもの権利等啓発活動	児童福祉週間、児童虐待防止推進月間などの機会をとらえ、子どもの権利等に関し、パンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を進めます。	子育て支援課
越谷市子ども憲章の啓発活動	将来を担う子どもが、夢と希望を持ち、自ら考え、行動するための指針である「子ども憲章」を、青少年健全育成啓発冊子や各種イベントの配布資料等に掲載し、啓発を推進します。	青少年課
人権教育推進事業	人権教育研修会の実施や児童生徒用の人権教育リーフレットの作成・配付等を行い、子どもの権利擁護についての意識を高めます。	指導課
人権相談	人権擁護委員と連携し、子どもの人権問題を含めた市民が抱える人権に関する悩みや心配事を解決するため、人権相談所を開設し、助言・援助等を行います。	人権・男女共同参画推進課
市民まつりにおける啓発活動	人権擁護委員と連携し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、越谷市民まつりにおいて、子どもの人権問題を含めた人権に関する啓発活動を行います。	人権・男女共同参画推進課
人権週間における啓発活動	人権擁護委員と連携し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、人権週間において、子どもの人権問題を含めた人権に関する啓発活動を行います。	人権・男女共同参画推進課

(2) 子どもの虐待防止対策の拡充

- 子どもの虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の在宅支援の強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るとともに、福祉・医療・保健・教育、人権擁護団体、警察等、関係諸機関の協力体制の充実に努めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
要保護児童対策地域協議会	虐待等の要保護児童の早期発見並びに適切な保護及び児童やその家族への適切な支援が図られるよう関係機関との協議・調整を行います。このため各機関の代表者会議・実務者及び個別のケースに応じた会議等を開催します。	子育て支援課
児童福祉に係る相談、指導	社会福祉主事が、子育てに関する不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関へもあっ旋や紹介を行います。 また、市内の児童施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。	子育て支援課
居住実態が把握できない児童に関する調査	住民票はあるものの保健福祉サービスを受けていない子どもや音信不通の子どもなど、居所不明児童の実態を把握します。	子育て支援課
教育相談事業	子どもへの虐待に対して、学校や関係諸機関との協力体制を整備します。また、必要に応じてケース会議を開催し、対応等についての検討を行います。	教育センター
民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な存在として、民生委員・児童委員が各種相談に応じます。 また、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が、民生委員・児童委員の後方支援を行うとともに、児童相談所、学校、保健所等の機関との連携により、子どもの虐待防止に努めます。	福祉推進課

(3) 子どもの意見の尊重や参画の促進

- 子どもに関わる各種行事やイベント事業等の企画運営への参加を促し、意見を反映させる機会の提供に努めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
子どもの意見の尊重や参画の促進	子どもに関わる各種行事やイベント事業などを実施する際に、子どもの意見が十分反映されるよう実施機関を配慮します。また、実施にあたり児童スタッフを募集するなど、事業の企画・運営への参加を積極的に進めます。	関係各課

(4) 被害を受けた子どもへの支援

- 犯罪、いじめ、虐待等の被害を受けた子どもが立ち直れるよう、専門機関等と連携し支援します。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童相談所等との連携	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援について、医学的、心理学的等の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるなど他の専門機関との連携を図り支援を行います。	子育て支援課
教育相談事業 (再掲 2-4- (2))	子どもへの虐待に対して、学校や関係諸機関との協力体制を整備します。また、必要に応じてケース会議を開催し、対応等についての検討を行います。	教育センター



基本目標3 子どもが自ら育つ環境をつくる

1 子どもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

- 子どもの外遊びが減少し、自然や地域との交わり、他者との交流が希薄になっていく中で、年齢に応じた子ども同士の居場所や豊かな人間性を育むための様々な体験機会を拡充していく必要があります。体験活動の展開にあたっては、活動内容の充実とともに、PRの工夫、活動の意図の明確化などを通じて、効果的な体験とすることが課題です。また、子育て支援ニーズ調査結果では、市が今後充実を図ってほしい子育て支援について、「子ども同士が安全に遊ぶ居場所の環境整備」の割合が最も高くなっています。
- 平成27年度に学童保育室の対象を小学6年生まで拡大しました。また、平成30年度現在、学童保育室を、市内48施設で運営し、約3,000人の児童が利用していますが、保育ニーズの高まりに伴い待機児童が発生しています。教育委員会と連携し、既存施設の活用等を考慮しながら、待機の発生している小学校区や、今後の利用者が増加傾向にある小学校区に対して、引き続き施設整備を推進し、受け入れ児童の拡大を図る必要があります。
- 放課後や週末に、子どもが安全・安心に活動できる居場所として、平成30年度現在、放課後子ども教室を市内18か所で開催し、年間で延べ約1万人の児童が参加しています。教室未実施の学区があることから、サービスの公平性の確保のため、新規教室の開設に向けた取り組みを進めていくことが課題です。また、新・放課後子ども総合プランに基づき学童保育室との一体型、あるいは連携型による事業の取り組みについても検討する必要があります。
- 子どもの生活実態調査結果では、子どもにとって、現在または将来あるとよい支援について、小学5年生では「会社などでの職場体験等の機会の提供」の割合が最も高くなっており、将来のキャリアを考える機会の提供が求められています。

【施策の方向性】

○子どもが自分らしく安全・安心に過ごすことのできる放課後の居場所や遊び場を確保するとともに、地域や学校での多様な交流・体験活動の場の提供を通して、生きる力や豊かな人間性を育むための機会づくりを推進します。また、就労体験や職業体験など、社会との関わりを実感できる教育機会の充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 放課後児童対策の充実

- ・児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、学童保育のニーズに応えるため、受け入れ児童数を拡大するなど、待機児童を解消するため施設の整備を進めます。
- ・すべての小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、地域の利用ニーズに応じて放課後子ども教室の設置を進め、新・放課後子ども総合プランに基づく学童保育室との一体型、あるいは連携型による事業の実施を目指します。
- ・学童保育室及び放課後子ども教室を実施する際には、可能な限り小学校の敷地内を実施場所とすることが望ましいため、学校長や教育委員会との協議ができる組織づくりを進め、放課後子ども教室の開催日及び開催小学校区の拡充を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆学童保育室の整備 (放課後児童健全育成事業)	保育需要を見極めつつ保育ニーズに見合った学童保育室の計画的な整備を行います。	青少年課
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に学校や公共施設を利用し、地域住民の協力のもと、安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組みます。	青少年課

(2) 子どもの居場所・遊び場づくり

- ・地区センター・公民館、児童館、学校及び公園等を活用し、子どもが自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所、遊び場づくりを推進します。
- ・子育て中の親子が気軽に集い、交流できる機会や場の提供を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
保育ステーションや地域子育て支援センターでの子育て講座	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子ども育成課
児童館事業	遊びや各種教室などを通して児童の健全な発達や豊かな創造性を育む事業のほか、児童自らが学び遊ぶ場、集い仲間づくりの場として、大型施設の特徴を生かした児童の居場所づくりを推進します。また、子育て中の親子が気軽に集い、交流する場を提供します。	青少年課
プレーパーク事業	プレーパークの定期開催及び常設化に向けた取り組みを進めます。	青少年課
地区センター・公民館整備及び活用	地区センター・公民館において図書コーナーや学習スペース等を設置します。	市民活動支援課
街区公園等の整備	子どもや親子連れをはじめ、多くの市民の身近なレクリエーションや交流の場として、また、災害時の防災空間としても利用できる街区公園を、土地区画整理事業地内等に計画的に整備します。	公園緑地課

(3) 地域や学校での多様な体験活動の場の提供

- 子どもが体験活動を通して、生きる力や豊かな人間性を養うことができるよう、地域や学校での様々な社会体験や自然体験の機会提供を行います。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童館の科学体験事業	遊びながら科学に親しむ科学体験事業を開催し、児童の科学に対する興味・関心を養います。	青少年課
こどもエコクラブ活動	小中学生のクラブ活動として、身近な生き物の調査や地域の環境保全活動の取り組みを進めます。	青少年課
地区センター・公民館等による体験学習	児童が地域の中でふれあいや協調性を学ぶことができるよう、体験学習を開催します。	生涯学習課
越谷市保存民家大間野町旧中村家住宅の利用	社会科見学や各種イベントの開催を通じ、体験学習の利用に供することによって郷土の歴史・伝統文化の理解、継承及び発展への寄与を図ります。	生涯学習課
越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅の利用	社会科見学や各種イベントの開催を通じ、体験学習の利用に供することによって郷土の歴史・伝統文化の理解、継承及び発展への寄与を図ります。	生涯学習課
郷土芸能体験教室	囃子・神楽・木遣などの郷土に伝わる芸能・文化の保存と継承を図るため、体験学習の場を提供します。	生涯学習課
科学技術体験センター事業	観察や実験、工作などの体験を通して、楽しみながら科学への興味・関心を高め、創造性豊かな児童生徒の育成を図るための参加型施設として多様な事業を実施します。	生涯学習課
ボランティア体験活動の推進	小・中学校における総合的な学習の時間等において、体験的な学習を通して、地域社会の人たちとふれあう機会を提供します。	指導課
環境学習活動の推進	地域に根ざした教育活動を展開するため、こしがや環境サポーターの生物多様性子ども調査の派遣や、市民団体、自治会との協働による環境イベントを実施します。 また、市内各小中学校の環境教育主任等を対象とした研修会、環境教育資料の発行、ホームページの整備等を行い、環境教育を推進します。	指導課 環境政策課

(4) 就労や職業を考える教育機会の提供

- 子どもができるだけ早い段階から社会との関わりを実感し、自らのキャリア形成を考慮することができるよう、職場見学や職業体験等の教育機会を提供します。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
進路指導・キャリア教育の推進	地域等学校以外で様々な体験活動をさせたり、人々とのふれあいをさせたりするなどして、みずみずしい感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。	指導課
地場産業見学・体験	小学生による地場産業事業所への見学や体験づくりなどを実施します。	産業支援課

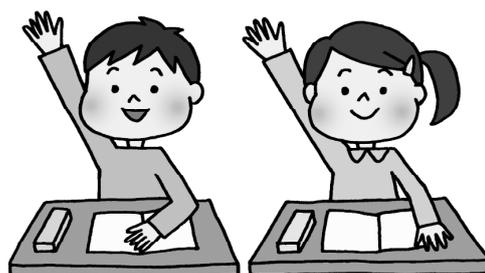
2 子どもの悩みや不登校等への対応

【現状と課題】

- 子どもを取り巻く環境が複雑さを増す中で、いじめは、その様態が年々変化し見えにくくなっています。
- 子育て支援ニーズ調査結果では、小学生で、不登校・引きこもりの子どもへの支援の必要性を求める割合が増加しています。不登校に関する相談件数が増加する中、不登校の解消に向けた個別の相談に取り組むとともに、学校復帰だけでなく、適応指導教室やフリースクールなども視野に入れ、社会的な自立を目指した支援を行うことが必要です。
- 思春期の子どもに対して、新学習指導要領の完全実施を踏まえ、保健教育の授業をカリキュラム・マネジメントの視点で評価、改善しながら、取り組んでいくことが課題です。
- 今後も学校や関係機関と連携して子どもや保護者への相談や子どもの置かれた環境への働きかけを推進していく必要があります。

【施策の方向性】

○子どもの多様な悩み、いじめ、非行等の問題に対応するため、学校・教育センター等における相談体制の充実を図ります。また、相談員等と連携し、不登校児童・生徒等への支援の充実を図ります。さらには、性に関する教育、喫煙や薬物等に関する教育、いのちの大切さ等について考える機会の提供を通じて、思春期の子どもの心身の健全な育成を図ります。



【施策の展開】

(1) 各種子ども相談事業の充実

- ・教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、子どもの虐待等の問題に対応するため、学校・教育センター等における子ども自身も気軽に相談できる場や体制の充実に努めるとともに、各種専門職による相談事業との連携を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
家庭児童相談室 (再掲 2-2-(1))	学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行います。	子育て支援課
児童館の子ども家庭相談 (再掲 2-2-(1))	児童館2か所で、専任の子ども家庭相談員が、発育や生活習慣、遊びについてなど面談・電話により相談を受け、助言を行います。	青少年課
青少年相談室	青少年の非行、問題行動等で悩んでいる保護者や青少年の相談を受け付けます。	青少年課
教育相談事業	4歳児から中学生までの就学相談や小学生から中学生までのいじめや不登校等、教育相談を月曜日から土曜日まで行います。メール相談は随時受け付けます。	教育センター
児童精神カウンセリング事業	市立病院において、臨床心理士により、専門的な相談を行います。	市立病院

(2) 不登校児への支援の充実

- ・学校生活への適応等に関するカウンセリング等を通じて、不登校児童・生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行います。

【主な取り組み・事業】

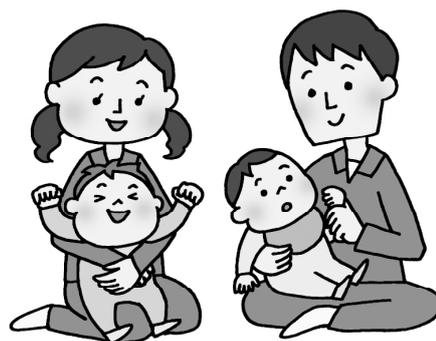
取り組み・事業名	内 容	担当課
適応指導教室(おあしす)	市内3か所に適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の指導を行います。 また、将来の社会的自立に向けた個別指導および小集団での体験活動を行います。	教育センター
専任教育相談員・スクールソーシャルワーカーの家庭訪問相談	専任教育相談員やスクールソーシャルワーカーが不登校児童生徒等への家庭訪問を実施し、将来の社会的自立に向けて個別相談を行います。	教育センター
スクールカウンセラー・学校相談員の配置	スクールカウンセラー、学校相談員等を各校に配置します。	教育センター

(3) 思春期の子どもに対する保健教育の充実

- 十代の性の問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵（かん）養と合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に関する啓発を行います。
- いのちの大切さや男女の性の違い等について考える機会を設け、心身の健全な育成を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
喫煙防止等に対する啓発	街頭における啓発キャンペーン等を利用して青少年への喫煙防止等の意識啓発を行います。	青少年課
健康教育	小・中学校等で、いのちの大切さについて健康教育を行い、お互いを尊重するとともに健康についての知識を深める取り組みを実施します。	市民健康課
学校における保健教育の推進	小学校中学年からの性に関する指導について、各小・中学校で実施し、正しい理解促進を図るとともに、正しい異性観について理解を深める取り組みを実施します。	指導課



3 学校・家庭・地域の連携の推進

【現状と課題】

- 都市化、核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化に伴う家庭の教育力の低下が指摘されている中で、地域全体で子どもの育ちを見守り、生きる力を育てていくことが求められています。
- 地域住民との交流・連携に向けて、市のホームページを活用する等、広報の充実を図りながら教育ボランティアの人材確保に取り組む必要があります。また、研修会等を通じた先進事例の共有などを進めながら、学校応援団活動を充実していくことが必要です。さらに、学校の経営方針や部活動の指導方針について、部活動外部指導者との共有を図りながら指導を進めていくことが必要となっています。
- 学校施設は、子どもにとっての学び舎であると同時に、地域を代表する中心的な施設でもあります。学校・家庭・地域の連携を考慮し、施設の整備充実や学校施設の地域開放を進めていく必要があります。
- 子どもの多様な体験活動の充実や世代間交流の推進、地域のスポーツ環境の整備、また市内全小中学校学校運営協議会制度の活用等により、学校・家庭・地域の連携のもと、個性豊かな学校づくりを図っていく必要があります。
- 子育て支援ニーズ調査結果では、地域活動への参加状況は、「参加したことがある・参加している」が約5割と最も高く、前回と同様の傾向となっています。参加した地域活動の内容は、「地域の子ども会活動」「自治会活動」「地区コミュニティ推進協議会主催事業」が上位に挙がっています。今後は、学校・家庭・地域の連携を一層推進しながら、家庭や地域の教育力の向上を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

○学校と地域が連携し、多様な地域の人や団体との交流や、多様な地域資源の活用、地域の人々の学校運営・教育活動への参加を促しながら、地域に開かれた個性豊かな学校づくりを進めます。幅広い世代が交流するスポーツ・レクリエーション活動の推進に向けて、学校施設の活用を進めます。さらには、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、地域の人材活用等を通じて、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

【施策の展開】

(1) 地域住民との交流の促進

- 地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、学校と地域が連携し、多様な知識・経験を持つ人や地域の活動団体等との交流を進めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
学校応援団の推進	学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動・安全確保・環境整備などのボランティアとして、地域の参加・協力を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成を図ります。	指導課
部活動外部指導者派遣 (再掲 1-3- (1))	中学校部活動において、より専門的な技術指導を可能とするため、外部指導者として地域の教育力の活用を進めます。	指導課

(2) 学校施設の活用

- 幅広い世代が交流するスポーツ・レクリエーション活動の推進を図るため、学校の校庭や体育館の活用を進めます。
- 小中学校体育施設開放について、市全域での統一した施設開放ができるよう関係部署と協議・検討を進めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
小中学校体育施設開放 (再掲 1-3- (1))	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図ります。	スポーツ振興課

(3) 個性豊かな学校づくり

- 中学校における学校選択制や、地域に開かれた学校づくりを行うための市内全小中学校学校運営協議会の活用等を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
中学校選択制	現在の通学区域制度を維持していくことを基本とし、その上で、他の中学校への通学を希望する就学予定者や保護者の意向にできるだけ沿って、就学する学校の指定を行います。	学務課
市内全小中学校学校運営協議会	学校が委員の意見を積極的に取り入れることにより、魅力ある教育活動を展開するとともに、地域に一層開かれ、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。	指導課

(4) 家庭や地域の教育力の向上

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。
- 子どもを地域社会で育てる観点から、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、子どもの多様な体験活動の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域開放、地域のスポーツ環境の整備等により、地域の教育力の向上を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
「子育て講座」「家庭教育学級」の開催（家庭教育支援）	地域社会全体で家庭教育を支援するため、子育て中の親を対象に埼玉県家庭教育アドバイザー等を講師とする「子育て講座」や公民館における「家庭教育学級」を開催し、家庭の教育力の向上に取り組みます。	生涯学習課
地域活動の支援	地域で行う世代間交流事業などの地区まちづくり事業を支援します。	市民活動支援課
学校・家庭・地域が連携した見守り活動	交通安全活動や防犯パトロール等、子どもの見守り活動を支援します。	関係各課



基本目標4 子どもを育てやすい環境をつくる

1 子育てしやすい就労環境づくり

【現状と課題】

- ・少子化の流れを変えるために、仕事と家庭の両立支援や働き方の見直し、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」が課題となっています。子育て支援ニーズ調査結果では、「仕事と子育ての両立のこと」に悩みを抱える割合が増加しており、必要な支援として仕事との両立に向けた支援が求められる傾向が高まっています。
- ・両立支援は、女性の働き方のみでなく、男性の働き方の見直しがより重要であり、すべての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直す必要があります。また、女性の家事・育児等への負担が大きいことから、男女が共同して子育て等の家庭生活に参画できる環境づくりを推進する必要があります。市で実施している父親サロン、父親を対象としたイベント・講座等の参加者数は増加傾向にありますが、今後一層の参加者の増加に向けた取り組みが必要です。
- ・子育て支援ニーズ調査結果では、就労している母親の割合が第1期計画策定時と比べて増加しています。また、就労していない母親の就労希望についても、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」人の割合が、第1期計画策定時と比べ増加しており、就労希望の高まりがうかがえます。今後は、広報等を通じて、子育てにやさしい企業の拡大と、市民への情報提供を進めることが必要です。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業者や就労者の両者に対する情報提供と啓発を進めることが課題です。
- ・雇用情勢の改善に伴い、就労に関する相談者数は減少傾向にありますが、今後も相談事業の周知が必要です。

【施策の方向性】

○ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できるような働き方の見直しに向けた意識啓発や企業の取り組みに対する啓発を行います。また、男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援を推進します。

【施策の展開】

(1) 多様な働き方の見直しに係る啓発

- ・事業主や勤労者、市民に対して、セミナー、フォーラム等の開催による働き方についての啓発活動に努めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
講座等の開催	「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識に縛られることなく、男女が共に性別にとらわれない対等なパートナーとして男女共同参画意識の向上を目的とした講座の開催等を行います。	人権・男女共同参画推進課

(2) 男性の育児参加の促進

- ・男性の子育て等への関わりを促進するサロン活動や各種教室事業に取り組みます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
父親サロン	子育てサロンにおいて、日ごろ子どもと接する時間の少ない父親のために、育児に関する相談や各種子育て情報を提供します。	子育て支援課
児童館の親子教室	幼児と父親を対象に遊びや工作などの教室を開催します。	青少年課
母親学級・両親学級 (再掲1-1-(2))	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行います。	市民健康課

(3) 子育てを応援する企業の啓発

- ・子育てを応援する企業に関する情報提供や啓発活動を行います。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
パパ・ママ応援ショップ 子育て家庭優待事業の普及・啓発	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでのお子さんや妊娠中の方のいる家庭の方が、協賛店で優待カード等を提示することで、様々な特典が得られる「パパ・ママ応援ショップ(子育て優待事業)」について、事業の普及・啓発を図ります。	子育て支援課

(4) 就労支援と再就職のための支援

- 出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、産業雇用支援センターの活用やハローワークとの連携による情報提供や相談事業を実施します。
- 知識や技能習得のための講習会・講座の開催等、就職に向けた学習機会の提供を行います。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
再就職を支援するための講座の開催	出産等を機に退職し、再就職を希望する女性を対象に再就職を支援するための講座を開催します。	人権・男女共同参画推進課
若年者等就職支援事業	就職を希望する若年者、女性、中高年を対象に、キャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた、きめこまやかで総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図ります。	産業支援課
相談事業の充実	パートタイマー、内職等の求職者に対する就職相談、職業紹介、情報提供等相談業務の充実を図ります。	産業支援課



2 安全で生活しやすい環境づくり

【現状と課題】

- 歩行者が巻き込まれる交通事故の防止に向けて、危険箇所の把握と、適切な交通安全施設の設置を計画的に進めるとともに、交通指導員の確保と指導のスキルアップを図るなどの交通安全対策が課題です。
- 地域社会のつながりが薄れ、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発している中で、学校や地域の実情等に応じた学校の安全管理体制の整備や防犯教育の充実、子どもの安全を地域全体で見守る体制の整備等が必要となっています。子育て支援ニーズ調査結果では、特に必要な子育て支援施策について「子どもの安全を守る防犯対策の強化」の割合が増加しています。実践的な登下校時の不審者被害等の防止に向けて、越谷市通学路安全プログラムに則り、危険箇所の抽出と安全対策を進めるとともに、地域の防犯活動の充実に向けて、自主防犯活動団体の育成が必要です。また、児童・生徒の危険察知能力の向上に向けた、指導者のスキルアップも求められています。
- 子育て支援ニーズ調査結果では、子どもと一緒に外出する際に困ることでは、「トイレが親子で利用できるよう整備されていない」や「子ども連れに対して理解のない人がいる」の割合が高くなっています。誰もが安心して外出できる環境づくりに向けて、計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザインに基づくハード・ソフト両面の更新を進めていくことが課題です。
- 子育て支援住宅の戸数は着実に増加していますが、ニーズを踏まえ、今後も子育て支援住宅の確保に努める必要があります。

【施策の方向性】

○交通事故の防止に向けて、安全性の高い道路や歩道整備と交通安全教育を進めます。また、子育て中の人々が利用しやすいバリアフリー等のユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設等の整備や、子育て家庭が暮らしやすい住環境の整備を進めます。また、子どもが犯罪等の被害に遭わないよう安全教育を推進するとともに、通学路の巡回など、地域ぐるみで安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 安全な道路交通環境の整備

- 子どもや子ども連れの親等が安全に、安心して通行することができるよう、歩道の整備等、生活道路における道路環境の整備を進めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
交通安全対策事業	交通事故の未然防止や歩行者・自転車利用者等の安全確保を図るため、危険箇所や交通事故発生箇所などに交通安全施設（道路反射鏡・道路照明灯・道路標識など）の設置や緊急かつ応急的に対策が必要な箇所の整備（区画線・すべり止めなど）等を行います。 通学路の安全対策等に関する各学校の要望については、教育委員会と連携を図ります。	道路総務課
道路新設改良事業	新設道路及び既設道路の歩道整備を行います。	道路建設課
市街地開発事業	市街地開発事業による新規道路の歩道整備を行います。	市街地整備課

(2) 安全教育の推進

- 子どもを交通事故や犯罪から守るために、子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育・防犯教育を推進します。
- 子ども自身が犯罪から身を守るための知識や技能を習得する学習機会の提供を行います。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
学校安全教育の推進	事故や不審者から児童生徒を守るための危機マニュアルを作成するとともに、交通安全教室や避難訓練、不審者への対応等の訓練を実施します。 また、スクールガード・リーダーを中心として学校・家庭・地域が一体となった防犯体制の充実を図ります。	指導課
交通安全指導事業	登校時における児童の交通安全対策として、交通指導員による朝の交差点等での安全指導を行います。 正しい交通ルールやマナーを子どもが身につけられるよう、小学校・幼稚園・保育所等において、交通安全教室を開催するとともに、保護者が行う交差点等での安全活動について指導を行います。	くらし安心課

(3) 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

- 子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路・公園等の安全対策を進め、地域の防犯活動を支援します。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
地区青少年指導活動	各地区の青少年指導員を中心に青少年非行防止パトロール等を実施します。	青少年課
「子ども110番の家」活動への支援	P T Aを中心に活動している「子ども110番の家」事業を支援します。	生涯学習課
地域の防犯活動への支援	自主防犯活動団体による青色回転灯を装備した車でのパトロール活動及び自治会やP T Aが行う地域防犯パトロール活動等を支援します。 また、地域の防犯活動拠点施設として開所した大相模安全安心ステーションに防犯パトロールアドバイザーを配置し、青パトや防犯講話を実施します。	くらし安心課

(4) ユニバーサルデザインと外出支援の推進

- 子どもや子育て家庭のみならず、誰もが安心して、快適に生活できるように、公共施設のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めるとともに、赤ちゃんの駅の設置を推進し、乳幼児を育てる保護者の外出支援にも努めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
赤ちゃんの駅	乳幼児と一緒に出かけやすい環境づくりを進めるため、外出中のオムツ交換や授乳などの時、公共施設などに「赤ちゃんの駅」として看板を設置し、気軽に立ち寄れる環境づくりを推進します。	子育て支援課
公共サインの整備	わかりやすいまちの構造をつくるための具体的手段として、主に公共施設への案内誘導サインの整備を行います。また、越谷らしさの表現や景観にも配慮した計画を進めます。	都市計画課
ノンステップバス導入促進事業への支援	路線バスのバリアフリー化を進めるため、ノンステップバス導入促進事業を行う路線バス事業者に対し、補助金を交付します。	都市計画課
鉄道駅ホームドア整備事業への支援	鉄道駅のバリアフリー化を進めるため、ホームドア整備事業を行う鉄道事業者に補助金を交付します。	都市計画課
市街地開発事業	市街地開発事業を進めるにあたり、事業者に対し、バリアフリーの誘導を図るなどユニバーサルデザインを促進します。	市街地整備課

(5) 良質な住宅確保のための環境整備の推進

- 子育て家庭が暮らしやすい住宅建築へのアドバイスや、広くゆとりのある住宅の確保に関する環境整備を進めます。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
良質な住宅環境のための指導	子どもや子育て期の親だけでなく、高齢者や障がい者を含めたすべての人にとって円滑に利用できる住宅を促進するため、継続して指導を行います。	建築住宅課
子育て世帯住宅の確保	安心して子どもを育て、子どもが健やかに成長することのできる住環境を整備するべく、市営住宅の一部に「子育て支援住宅」を指定し、住宅に困窮する子育て世帯への住宅の提供に努めます。	建築住宅課



第5章 子どもの貧困対策に関する事業の展開

基本目標5 貧困の状況にある子どもと家庭を支える

1 子どもと家庭への支援

【現状と課題】

- ・近年実施した「子どもの生活実態調査」等を通じて、本市においても、生活が困難であることが予想される子どもや家庭の状況把握が進められています。
- ・子どもの生活実態調査結果から、生活困難度の高い家庭で子どもが自宅で学習できる環境や習慣がない割合が高く、経済的な理由から塾に通う割合も低くなっていることがうかがえます。また、特に中学生で平日の晩、家族で過ごす時間が少なく、子ども本人がなんでも相談できる場所を求める声が高くなっています。
- ・貧困の状況にある子どもにおいては、相対的に不登校などにつながりやすく、自己肯定感や学習意欲が低くなる傾向も指摘されていることから、貧困の状況にある子どもや家庭に、教育上の支援や生活上の支援をはじめ、様々な場面における支援が必要となっていることがうかがえます。
- ・貧困家庭における保護者の就労では、パート・アルバイトなど、非正規での就労割合が高いことから、生活の安定に向けた就労支援の充実が課題です。

【施策の方向性】

○貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、幅広い視点から、総合的に貧困の状況にある子どもと家庭への支援を実施します。

※【主な取り組み・事業】の表中の☆は、子ども・子育て支援法において、各市町村で利用見込量と確保方策を設定することが定められている事業です。

【施策の展開】

(1) 教育支援の充実

- ・専門職による教育相談や学習支援、就学準備における援助など、教育機会の確保に向けた支援の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆実費徴収に係る補足給付事業 (再掲 2-3- (2))	従来型幼稚園における低所得世帯等の子どもの食材料費(副食費)に対する助成を行います。	子ども育成課
入学準備金貸付事業	教育の機会均等を図ることを目的に、高等学校・大学等に入学を希望する者の保護者で、入学金等の調達が困難な方に入学準備金の貸付を行います。	教育総務課
「子育て講座」「家庭教育学級」の開催(家庭教育支援) (再掲 3-3- (4))	地域社会全体で家庭教育を支援するため、子育て中の親を対象に埼玉県家庭教育アドバイザー等を講師とする「子育て講座」や公民館における「家庭教育学級」を開催し、家庭の教育力の向上に取り組めます。	生涯学習課
就学援助(特別支援教育就学奨励費負担等)	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、その負担軽減を図るため、学用品や給食費等の一部を援助します。	学務課
スクールカウンセラーの配置	いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解消及び教育的支援のためスクールカウンセラーを配置し、教育相談を行います。	教育センター
スクールソーシャルワーカーの配置	福祉的支援が必要な家庭に対しスクールソーシャルワーカーを配置し、保護者や児童生徒への相談活動及び訪問相談を実施します。	教育センター
子どもの学習支援事業(生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業)	生活困窮世帯・生活保護受給世帯の中学生及び高校生等が適切な進路を選択できるよう学習支援事業を実施します。	生活福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護受給世帯の中で、大学等に進学する方に対して、進学の際の新生活立ち上げ費用として給付金を支給します。	生活福祉課
学習支援費の支給	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生のクラブ活動等に係る費用に対して、実費支給を行います。	生活福祉課

(2) 生活支援の充実

- 子どもの放課後の居場所づくりや育児の相談など、生活全体をサポートするための様々な支援の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
★子育て短期支援事業 (ショートステイ) (再掲 2-1-(3))	保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育を行います。	子育て支援課
入院助産制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認められる妊産婦を認可助産施設へ入所措置を行います。	子育て支援課
母子生活支援	配偶者のいない女子またはこれに準じる事情がある女子であって、監護すべき子どもの福祉に欠けるところが認められるとき、施設へ入所措置を行います。	子育て支援課
★学童保育室の整備 (放課後児童健全育成事業) (再掲 3-1-(1))	保育需要を見極めつつ保育ニーズに見合った学童保育室の計画的な整備を行います。	青少年課
放課後子ども教室推進事業 (再掲 3-1-(1))	放課後や週末等に学校や公共施設を利用し、地域住民の協力のもと、安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組みます。	青少年課
★妊産婦・新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問) (再掲 1-1-(2))	助産師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを行います。	市民健康課
生活困窮者自立相談支援事業	失業等による経済的な問題、家庭や健康上の問題などを抱えている方からの相談を受け、自立に向けた継続的な支援を行います。	生活福祉課
家計改善支援事業	経済的な問題を抱える方からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行い、早期の生活再生に向けた支援を行います。	生活福祉課
住居確保給付金の支給	離職により住居を失った方や、住居を失うおそれがある方に、安定した求職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。	生活福祉課

(3) 保護者に対する就労支援の充実

- 保護者が自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、保護者に対する就労支援の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業 (再掲 2-3- (4))	ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	子育て支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 (再掲 2-3- (4))	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を修得するため、雇用保険法に基づく厚生労働大臣指定教育訓練講座及び実情に応じて適当と認められる講座を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給します。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金等事業 (再掲 2-3- (4))	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため1年以上養成機関などで修業する場合に、課税状況により促進費(月額)及び修了支援給付金を支給します。	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム (再掲 2-3- (4))	児童扶養手当受給者の自立の促進を図るため、個々の状況に応じた支援プログラムを策定するとともに、公共職業安定所等との緊密な連携を図り支援を行います。	子育て支援課
生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	生活保護受給者からの就労に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。また、求人開拓を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築します。	生活福祉課

(4) 経済的支援の充実

- 生活保護制度や各種給付・貸付制度などを通じて、経済的困難に対する支援の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
こども医療費の助成 (再掲 2-3- (2))	中学校修了までの子どもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
児童扶養手当 (再掲 2-3- (4))	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども(18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育している母または父、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している方に手当を支給し、経済的負担の軽減を行います。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (再掲 2-3- (4))	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のいない児童及び寡婦に対して修学・技能の習得や生活資金等の貸付を行います。	子育て支援課

取り組み・事業名	内 容	担当課
ひとり親家庭等医療費支給制度 (再掲 2-3-(4))	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども(18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育している家庭、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行います。	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化	0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。	子ども育成課
生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	高校生等がいる生活保護受給世帯に対して、学校教育を受けるために必要な学用品費や教材代などを支給します。	生活福祉課
生活保護制度に係る就労自立給付金の支給	安定した職業に就いたことにより、生活保護を必要としなくなった方に対して、就労自立給付金を支給します。	生活福祉課



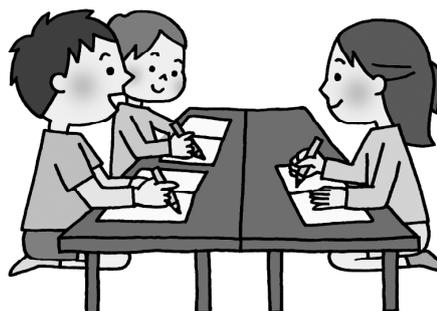
2 地域と連携した支援の体制づくり

【現状と課題】

- 貧困の状況にある子どもや家庭に対して、多様な機関・団体・グループ等が、分野・専門に応じて、様々な支援を行っています。
- 子どもの生活実態調査結果から、生活困難層の世帯では、子どもにとって必要な支援として、中学2年生で「子ども本人がなんでも相談できるところ」を挙げる割合が高くなっています。また、生活困難層の世帯では、子どものことで悩んでいる割合が高い傾向が見られます。一方で、情報入手先が少なく、各種支援制度自体の認知度や利用方法を知らない保護者が多くなっています。
- 放課後の居場所の確保や、バランスのとれた食事の提供、情報提供・相談支援など、多様な分野で活躍する地域の様々な主体と、今後も一層の連携・協力を強めていくことが求められます。
- 保護者のつながりや居場所づくりを通じて「心の貧困」をなくすことで、子どもが貧困の連鎖を断ち切り、健全に成長していく環境をつくる取り組みが課題です。

【施策の方向性】

- 貧困の状況にある子どもと家庭への多様な支援の充実を図るとともに、様々な場面・機会において、情報提供と相談支援が行われるよう、地域の様々な主体との協働・連携を一層推進します。



【施策の展開】

(1) 地域の主体との連携による支援の充実

- ・地域の各主体が行う支援活動との連携と支援の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆ファミリー・サポート・センター事業 (再掲 2-1- (3))	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織されています。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所(園)・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなど行います。	子育て支援課
子育て支援のネットワーク (再掲 2-2- (2))	子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワーク化を図ります。	子育て支援課
子育てサークル等への活動支援 (再掲 2-2- (2))	児童館や地域子育て支援センターにおいて、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図ります。	子育て支援課 子ども育成課 青少年課
放課後子ども教室推進事業 (再掲 3-1- (1))	放課後や週末等に学校や公共施設を利用し、地域住民の協力のもと、安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組みます。	青少年課
学校応援団の推進 (再掲 3-3- (1))	学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動・安全確保・環境整備などのボランティアとして、地域の参加・協力を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成を図ります。	指導課

(2) 様々な課題に対応する情報提供・相談体制の充実

- ・地域の主体と連携し、様々な課題に対する情報提供と相談体制の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
子育て応援サイト「こしがや子育てクワイエ」の運営 (再掲 2-2- (1))	市民ボランティア、サークル等の民間団体が、おでかけや仲間作り等身近な子育て情報を発信します。	子育て支援課
☆子育てサロン事業 (再掲 2-2- (2))	子育て中の保護者が気軽に集えるよう交流の場を設けるとともに、子育てサークルによる講座等を開催します。 子育ての悩みや不安をもつ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行います。また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行います。	子育て支援課
民生委員・児童委員活動 (再掲 2-2- (1))	地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員が子育てに関するさまざまな相談を受け、同時に情報提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援を早期に行えるよう関係機関へ紹介を行います。	福祉推進課

第6章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市においては、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析等をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、また、教育・保育施設の中でもとりわけ保育施設については、利用者の住んでいる場所よりも職場への通勤経路上にある施設の利用希望が多いなど、様々なニーズがあります。このようなニーズに対し、より柔軟に対応するため、市全域を1区域に設定します。



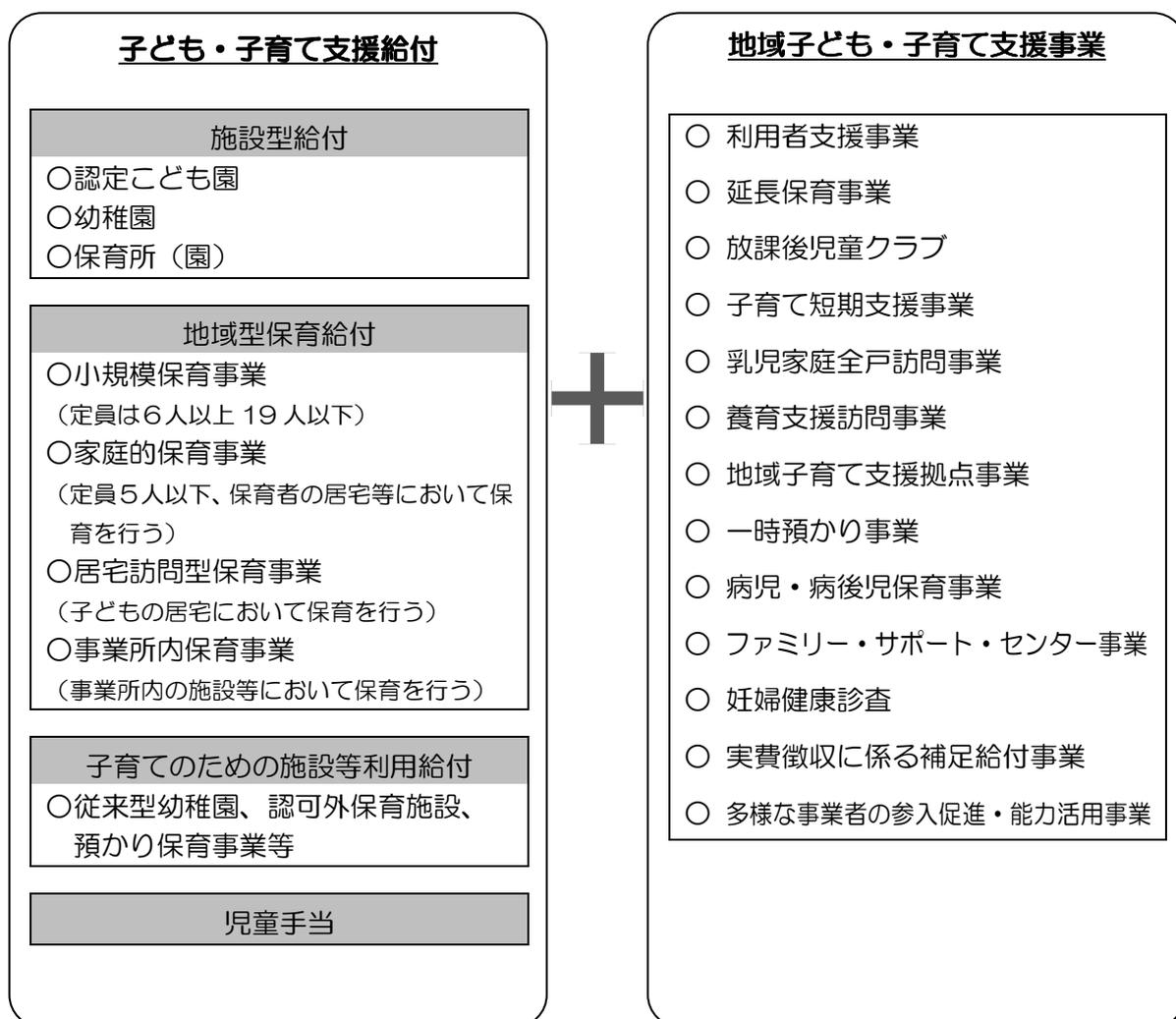
2 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、第1期計画に引き続き、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成30年度に実施した「子育て支援ニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、確保の内容を設定しています。

※量の見込み設定に用いた人口推計値は、令和元年7月に作成したのになります。

◇子育て支援の「給付」と事業の全体像



3 教育・保育の見込み量及び確保方策等

(1) 前提となる事項

市内に居住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所（園）、幼稚園、認定こども園の利用状況に子育て支援ニーズ調査等から把握した利用希望を加味し、令和2年度から令和6年度までの幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

確保方策の設定にあたっては、待機児童解消を前提とします。

◇認定区分と提供施設

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業	認定に要する保育必要量
1号	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
2号		あり	保育所（園）、認定こども園	保育短時間 保育標準時間
3号	満3歳未満		保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業	
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園、特別支援学校幼稚部	不要
新2号	3～5歳児	あり	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	
新3号	0～2歳児			

(2) 保育に係る施設、事業所

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要な子どもを預かり、保育（養護と教育）を行います。

【保育提供施設及び事業】

- ・保育所（園）
- ・認定こども園（保育部分）
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

【保育提供対象者】

- ・2号認定の子ども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）
- ・3号認定の子ども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）

※地域型保育事業は原則3号認定のみ

(3) 幼児期の学校教育に係る施設

満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、教育を提供します。1日4時間を標準に預かります。

【教育提供施設】

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園（教育部分）

【教育提供対象者】

- ・ 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
※2号認定を受けた子どもでも、幼稚園の利用希望が強い場合は1号認定へ変更可

(4) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取り組みの推進、0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携に関すること等については、第4章の関連する施策・事業において示した内容を推進します。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにともない、「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は、従来型幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用にあたり、市町村の確認を受けた施設を、市町村の認定（新1号、新2号または新3号認定）を受けた子どもが利用した場合、費用の一定額（上限あり）について給付を受けられる制度です。

本市では、この制度が円滑に実施されるよう、施設・事業者への周知や保護者に対する情報提供などに努めます。

【第1期計画の量の見込み及び実績】

(単位：人)

量の見込み／確保方策		平成27年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		6,136	2,393	2,037	486	1,551
②確保方策	教育・保育施設	7,425	2,599	1,446	250	1,196
	地域型保育事業			396	93	303
	計	7,425	2,559	1,842	343	1,499
■利用実績		6,107	2,431	1,858	315	1,543
■提供体制実績	教育・保育施設	7,180	2,740	1,443	255	1,188
	地域型保育事業			422	96	326
	計	7,180	2,740	1,865	351	1,514
【参考】待機児童数		—	4	24	2	22
量の見込み／確保方策		平成28年度				
①量の見込み		6,084	2,460	2,031	517	1,514
②確保方策	教育・保育施設	7,425	2,663	1,482	256	1,226
	地域型保育事業			567	261	306
	計	7,425	2,663	2,049	517	1,532
■利用実績		5,951	2,637	2,004	311	1,693
■提供体制実績	教育・保育施設	7,225	2,820	1,509	267	1,242
	地域型保育事業			573	132	441
	計	7,225	2,820	2,082	399	1,683
【参考】待機児童数		—	5	33	1	32
量の見込み／確保方策		平成29年度				
①量の見込み		5,799	2,757	2,261	392	1,869
②確保方策	教育・保育施設	7,315	2,897	1,535	273	1,262
	地域型保育事業			588	133	455
	計	7,315	2,897	2,123	406	1,717
■利用実績		5,731	2,752	2,223	383	1,840
■提供体制実績	教育・保育施設	7,225	2,897	1,535	273	1,262
	地域型保育事業			653	150	503
	計	7,225	2,897	2,188	423	1,765
【参考】待機児童数		—	5	38	9	29

第6章 子ども・子育て支援事業の展開

(単位：人)

量の見込み／確保方策		平成30年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		5,731	2,990	2,443	435	2,008
②確保方策	教育・保育施設	7,155	3,121	1,613	291	1,322
	地域型保育事業			645	151	494
	計	7,155	3,121	2,258	442	1,816
■利用実績		5,606	2,922	2,390	415	1,975
■提供体制実績	教育・保育施設	7,065	3,093	1,613	291	1,322
	地域型保育事業			720	164	556
	計	7,065	3,093	2,333	455	1,878
【参考】待機児童数		—	2	43	4	39
量の見込み／確保方策		平成31年度				
①量の見込み		5,566	3,174	2,655	466	2,189
②確保方策	教育・保育施設	7,155	3,323	1,769	309	1,460
	地域型保育事業			721	163	558
	計	7,155	3,323	2,490	472	2,018
■利用実績		5,238	3,004	2,223	399	2,070
■提供体制実績	教育・保育施設	6,800	3,156	1,625	285	1,340
	地域型保育事業			824	186	638
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		350			
	計	6,800	3,506	2,449	471	1,978
【参考】待機児童数		—	5	41	5	36

【提供量の見込み及び確保方策】（基準日：各年4月1日）（単位：人）

量の見込み／確保方策		令和2年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		5,500	3,222	2,950	453	2,497
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,648	291	1,350
	地域型保育事業			1,109	222	887
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		455			
	計	7,165	3,625	2,757	520	2,237
②-①		1,665	403	-193	67	-260
量の見込み／確保方策		令和3年度				
①量の見込み		5,326	3,357	2,983	461	2,522
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①		1,839	433	82	80	2
量の見込み／確保方策		令和4年度				
①量の見込み		5,130	3,464	3,018	488	2,530
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①		2,035	336	47	53	-6
量の見込み／確保方策		令和5年度				
①量の見込み		4,945	3,582	3,043	513	2,530
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①		2,220	218	22	28	-6
量の見込み／確保方策		令和6年度				
①量の見込み		4,773	3,696	3,076	541	2,535
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①		2,392	104	-11	0	-11

(単位：人)

量の見込み／確保方策	令和7年度					
	1号	2号	3号			
	3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳	
①量の見込み	4,773	3,696	3,076	541	2,535	
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①	2,392	104	-11	0	-11	

【確保方策の内容】

1号認定については、既存の確保方策（定員数）が量の見込みを上回っています。

2号認定については、保育所（園）や認定こども園など、既存の施設を活用するとともに、「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」の実施施設を増やすことで、増加する保育ニーズに対応します。

3号認定については、地域型保育事業所の整備を進めることにより、増加する保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び確保方策等

現在の利用状況に子育て支援ニーズ調査等から把握した利用希望を加味し、令和2年度から令和6年度までの地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策」を設定し、実施時期や提供体制の確保策を定めます。

(1) 利用者支援事業

【提供対象者】

就学前児童及び小学生とその保護者並びに妊産婦

【事業内容】

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所での教育・保育や一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報の集約や提供等による円滑な利用者支援を行います。

また、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、切れ目のない支援を行います。

なお、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

【本市の取り組みと実績】

子ども育成課及び子育て世代包括支援センター（市役所・保健センター）の窓口で実施しています。

平成30年度に2か所目を開設し、計画通り確保できています。

量の見込み／確保方策(単位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(か所)	1	1	1	2	2
実績	1	1	1	2	—
確保方策(か所)	1	1	1	2	2
提供体制実績	1	1	1	2	—

【提供量の見込み及び確保方策】

基本型・特定型					
量の見込み／確保方策(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1
母子保健型					
量の見込み／確保方策(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
確保方策(か所)	2	2	2	2	2

【確保方策の内容】

基本型・特定型については、多様化する教育・保育事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう努めます。

母子保健型については、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供できるよう努めます。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）**【提供対象者】**

保育所（園）等を利用している就学前児童とその保護者

【事業内容】

就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

【本市の取り組みと実績】

公立保育所 18 か所、民間保育所 27 か所、地域型保育事業所 42 か所で実施しています。実績を大きく上回る提供体制を確保できています。

量の見込み／確保方策(単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（実人／年）	1,700	1,660	2,382	2,559	2,720
実績	2,010	2,301	2,610	2,510	—
確保方策（実人／年）	1,948	1,948	5,008	5,367	5,801
提供体制実績	4,552	4,846	5,108	5,416	—

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策(単位)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（実人／年）	2,667	2,818	2,975	3,130	3,289
確保方策（実人／年）	5,416	5,416	5,416	5,416	5,416

【確保方策の内容】

保育所（園）において、保護者の延長保育のニーズに対応するとともに、今後も新設の保育所（園）等については、延長保育の実施を条件にするなどして延長保育事業の推進に努めます。

(3) 放課後児童クラブ（学童保育室）

【提供対象者】

小学生（小学1～6年生）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

【本市の取り組みと実績】

公立学童保育所 48 か所で実施しています。

年々利用者が増加しており、平成 30 年度で待機児童が低学年で 71 人、高学年で 173 人となっています。

区分	量の見込み／確保方策 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年 (小学 1～3 年生)	量の見込み (実人／年)	1,998	2,006	1,993	2,479	2,479
	実績 (入室希望)	2,393	2,418	2,430	2,577	—
	確保方策 (実人／年)	1,868	1,908	1,947	2,533	2,553
	提供体制実績	2,298	2,349	2,384	2,506	—
高学年 (小学 4～6 年生)	量の見込み (実人／年)	500	489	491	546	547
	実績 (入室希望)	353	504	540	507	—
	確保方策 (実人／年)	467	477	488	391	421
	提供体制実績	237	316	373	334	—

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／ 確保方策 (単位)	学年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (実人／年)	1 年生	1,025	1,062	1,083	1,118	1,136
	2 年生	857	888	905	934	949
	3 年生	715	741	755	780	792
	4 年生	402	399	397	391	395
	5 年生	90	90	89	88	89
	6 年生	15	14	14	14	14
	合計		3,104	3,194	3,243	3,325
確保方策 (実人／年)		3,050	3,125	3,200	3,275	3,350

【確保方策の内容】

市内の各小学校区においてニーズを満たすことができるよう、保育需要を見極めつつ定員に見合った学童保育室の計画的な整備を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）**【提供対象者】**

0～2歳児

【事業内容】

保護者が、疾病その他身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

【本市の取り組みと実績】

乳児院2か所（市外）で受け入れ体制を整備しています。

事前の相談の中で、児童福祉法の措置入所となる場合や他のサービスの利用となる場合もあり、平成27年度以降、利用実績はありません。

量の見込み／確保方策（単位）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（延人／年）	11	11	11	11	11
実績	0	0	0	0	—
確保方策（延人／年）	50	50	50	50	50

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	11	11	11	11	11
確保方策（延人／年）	50	50	50	50	50

【確保方策の内容】

本市における供給量は充足していると考えられますが、利用者のニーズに対して支援が的確にできるように努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【提供対象者】

生後4か月までの乳児がいる家庭

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児や母親の身体や育児に関する相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供等を行います。

【本市の取り組みと実績】

市民健康課（保健センター）において対応しています。

訪問を断られるケース等もあり、100%は困難ですが、見守りが必要と判断した場合は、養育支援訪問等の実施により継続して見守りを行っています。また、里帰り出産をされた方は里帰り先の自治体で訪問が受けられるよう対応しています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（実人／年）	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520
実績	2,672	2,434	2,388	2,266	—
確保方策	市保健師及び委託助産師による訪問				

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人／年）	2,669	2,665	2,667	2,677	2,681
確保方策	市保健師及び委託助産師による訪問				

【確保方策の内容】

市保健師及び委託助産師による訪問を実施するとともに、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。

(6) 養育支援訪問事業

【提供対象者】

養育支援が必要な家庭

【事業内容】

子どもの発育や発達及び子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭等、養育支援が必要な家庭に保健師が訪問し、保護者が適切な育児ができるよう支援を行います。

【本市の取り組みと実績】

市民健康課（保健センター）において対応しています。

訪問実績が量の見込みを上回って推移しており、平成 30 年度の実績は 643 人となっています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（実人／年）	600	600	600	600	600
実績	623	639	552	643	—
確保方策	市保健師による訪問				

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（実人／年）	645	649	653	656	663
確保方策	市保健師による訪問				

【確保方策の内容】

市保健師による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【提供対象者】

就学前児童とその保護者

【事業内容】

地域子育て支援センター及び子育てサロンにおいて、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

【本市の取り組みと実績】

保育所（園）や認定こども園に併設されている地域子育て支援センター14 か所と子育てサロン5か所で実施しています。

平成30年度の利用状況は、子育てサロン（「子育て相談」、「子育て講座」、「子育てひろば」の参加者数）が延べ60,052人、地域子育て支援センター（「子育て講座」の参加者数）は延べ30,286人となっています。利用実績が量の見込みを上回って推移しているものの、十分な提供体制は確保できている状況です。

量の見込み／確保方策(単位)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(延人／年)		74,728	74,728	74,728	74,728	74,728
実績		83,810	93,029	80,600	90,338	—
確保方策 (か所)	子育てサロン	6	6	6	6	6
	地域子育て支援センター	14	14	14	14	14

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策(単位)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延人／年)		91,167	91,167	91,167	91,167	91,167
確保方策 (か所)	子育てサロン	5	5	5	5	5
	地域子育て支援センター	14	14	14	14	14

【確保方策の内容】

市内14か所の地域子育て支援センター及び5か所の子育てサロンにおいて、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう体制強化を図ります。地域子育て支援拠点が無い地域については、隣接する地域での対応を図ります。

(8) 一時預かり事業**【提供対象者】**

就学前児童とその保護者

【事業内容】

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育ステーション、地域子育て支援センター、幼稚園、認定こども園等において、一時的な預かりを行います。

【本市の取り組みと実績】

幼稚園型（在園児）については、幼稚園及び認定こども園で実施し、「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」の実施により長時間預かりに対応しています。

幼稚園型以外（在園児除く）については、地域子育て支援センター及び保育ステーション、ファミリー・サポート・センター事業において実施しています。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりの利用実績が増加しており、平成 30 年度で延べ 14,028 人となっています。また、幼稚園型以外（在園児除く）の利用実績についても増加しており、平成 30 年度で保育ステーションが延べ 9,003 人、地域子育て支援センターが延べ 7,158 人、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児分）が延べ 1,819 人となっています。

一時預かり（在園児）						
量の見込み／確保方策（単位）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （延人／年）	1号認定による利用	1,600	1,603	1,537	1,823	2,065
	2号認定による利用	1,200	1,202	1,254	1,361	1,445
実績		9,792	5,466	8,299	14,028	—
確保方策（延人／年）		2,800	2,800	6,000	8,000	10,000
一時預かり（在園児除く）						
量の見込み／確保方策（単位）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（延人／年）		16,000	15,619	15,240	18,335	18,248
実績		17,314	16,081	16,695	17,980	—
確保方策（延人／年）		41,660	41,660	41,660	45,250	37,450

【提供量の見込み及び確保方策】

一時預かり（幼稚園型）					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	103,549	133,888	135,119	136,347	137,586
確保方策（延人／年）	125,549	162,933	164,271	165,596	166,938
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[見込み量]（人）	455	600	600	600	600
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[定員]（人）	504	630	630	630	630
一時預かり（幼稚園型以外）					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	17,705	17,429	17,154	16,879	16,603
確保方策（延人／年）	37,450	37,450	37,450	37,450	37,450

【確保方策の内容】

ニーズの見込みに対しては既存施設での対応を図るとともに、地域の実情に応じて既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。

(9) 病児・病後児保育事業

【提供対象者】

病気のある児童

回復期であるが、集団保育が困難と認められる児童

【事業内容】

児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所（園）等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行い、また、保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

【本市の取り組みと実績】

みずべこどもの家保育園内にある病児保育室1か所及び緊急サポートセンター埼玉で実施している「緊急サポート事業」で対応しています。

利用実績が増加しているものの、十分な提供体制が確保できています。

量の見込み／確保方策(単位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(延人／年)	700	689	760	790	810
実績	185	137	384	366	—
確保方策 (延人／年)					
病児保育	1,040	1,040	1,300	1,300	1,300
ファミサポ (病児対応型)	110	108	106	105	103

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延人／年)	424	481	538	595	653
確保方策 (延人／年)					
病児保育	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
ファミサポ (病児対応型)	104	104	104	104	104

【確保方策の内容】

児童の病気等の急変等による緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設又はファミリー・サポート・センター(病児対応型)において実施します。

また、市民が利用しやすい方法について検討します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【提供対象者】

子育て家庭

【事業内容】

児童の送迎や預かり等の援助を受けることを希望する保護者（利用会員）と、援助を行うことを希望する市民（提供会員）との、「困ったときはお互い様」の気持ちによる相互援助活動の連絡・調整を行います。

【本市の取り組みと実績】

越谷市社会福祉協議会内に設置されているこしがやファミリー・サポート・センターが窓口をしています。

利用実績が量の見込みを上回って推移しており、平成 30 年度は延べ 2,467 人となっています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（延人／年）	1,850	1,835	1,839	1,850	1,854
実績	2,835	2,557	2,211	2,467	—
確保方策（延人／年）	1,850	1,835	1,839	1,850	1,854

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延人／年）	2,504	2,508	2,495	2,484	2,487
確保方策（延人／年）	2,504	2,508	2,495	2,484	2,487

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、援助する会員の確保に努めるとともに、提供会員と両方会員の増加を図ります。

(11) 妊婦健康診査

【提供対象者】

妊婦

【事業内容】

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付します。

【本市の取り組みと実績】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付し、医療機関などにおいて妊婦健康診査を実施しています。

利用実績が量の見込みを上回って推移しており、平成30年度は2,907人となっています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（実人／年）	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
実績	3,293	3,138	3,098	2,907	—
確保方策	全国の産科医療機関、助産院において実施				

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人／年）	2,875	2,870	2,873	2,883	2,888
確保方策	全国の産科医療機関、助産院において実施				

【確保方策の内容】

県内の医療機関は委託契約、県外の医療機関は委託契約又は償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減に努めます。産科医療機関等と連携し、適正な受診に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

【提供対象者】

年収 360 万円未満相当世帯の子ども
所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

【事業内容】

各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【本市の取り組み】

従来型幼稚園に通う低所得世帯等の子どもの食材料費(副食費)に対する助成を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延人/年)	725	702	687	672	659
確保方策(延人/年)	725	702	687	672	659

【確保方策の内容】

量の見込みに対応した副食費の補助に努めます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供対象者】

新規施設事業者等

【事業内容】

多様な事業者の新規参入を支援するなどにより、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るために実施する事業です。

【本市の取り組み】

地域の需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進めるにあたっては、公平性、透明性を確保し、良質なサービスが提供できる事業者を選定するため、公募制を採用しています。

また、新たに認可施設となった事業者への定期的な巡回支援も実施しています。

【確保方策の内容】

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、事業者の新規参入に対する支援を引き続き実施します。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、インターネット等を通じて公表していきます。

資料編

1 子育て支援関連施設及び事業の概要

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等で保育を実施する。

◎実施施設：保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（一部の施設を除く）

(2) 学童保育室

◎対象：小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないもの

◎保育時間：（1）学校の授業日 放課後から午後7時

（2）学校の休業日（月～金曜日）午前8時から午後7時

（土曜日）午前8時から午後6時

(3) 子どもショートステイ事業

◎対象：（1）保護者の病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等により家庭での養育が困難な場合

（2）3歳未満のお子さん

◎期間：原則7日以内

◎実施施設：（1）川口乳児院（川口市） （2）富士見乳児院（久喜市）

(4) 要保護児童対策地域協議会

◎目的：児童福祉法第25条の2の規定に基づき、要保護児童若しくは、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）への支援のため、要保護児童等に関する協議及び調整を行う。

◎組織：代表会議、実務者会議、個別ケース検討会議により構成する。

◇構成員(令和2年3月現在)

代表会議	越谷市医師会、埼玉県越谷児童相談所、越谷警察署、さいたま地方法務局越谷支局、越谷市民生委員・児童委員協議会、越谷人権擁護委員協議会越谷部会、越谷市私立幼稚園協会、越谷市私立保育園・認定こども園協会、越谷市教育委員会、越谷市保健医療部、越谷市市長公室、越谷市子ども家庭部、その他市長が指定する機関等（選出なし）
実務者会議	埼玉県越谷児童相談所、越谷警察署、越谷市教育委員会、保健医療部（市民健康課、保健総務課）、市長公室（人権・男女共同参画推進課）、子ども家庭部（子ども育成課、子育て支援課）
個別ケース検討会議	原則として要保護児童に係る機関の担当者

(5) 地域子育て支援センター

◇地域子育て支援センター設置状況

令和元年 12 月 1 日現在

実施場所	開所日	利用時間	一時預かり
増林保育所 地域子育て支援センター「おひさまの子」	月曜～金曜	8:30～17:00	○ 8:30～16:30
新方保育所 地域子育て支援センター「にこにこ」	月曜～金曜	8:30～17:00	○ 8:30～16:30
荻島保育所 地域子育て支援センター「ぽかぽか」	月曜～金曜	8:30～17:00	○ 8:30～16:30
南越谷保育園 地域子育て支援センター「すすく」	月曜～金曜	9:00～16:30	○ 8:30～16:30
おおたけ保育園 地域子育て支援センター「たけのこ」	月曜～金曜	9:00～16:00	○ 8:30～16:30
越谷レイクタウンさくら保育園 地域子育て支援センター「げんき」	月曜～金曜	8:30～17:00	○ 8:30～16:30
松沢保育園 地域子育て支援センター「きらきら」	月曜～金曜	9:00～14:00	○ 9:00～16:00
認定こども園わかばの森 地域子育て支援センター「森のひろば」	月曜～金曜	10:00～15:00	
の～びるこどもの家保育園 地域子育て支援センター「おへその広場」	月曜～金曜	8:30～16:30	
袋山保育園 地域子育て支援センター「たんぽぽ」	月曜～金曜	8:30～16:30	○ 8:30～16:30
の～びる保育園 地域子育て支援センター「のびるば広場」	月曜～日曜	10:00～15:00	
越谷どろんこ保育園 地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」	月曜～土曜	9:30～16:30	○※ 7:00～20:00
認定こども園小牧 地域子育て支援センター「こあら教室」	月曜～金曜	10:00～15:00	
埼玉東萌保育園 地域子育て支援センター「あおいとり」	月曜～金曜	9:00～16:30	

※ちきんえっぐでは、「越谷どろんこ保育園」で一時預かりを行っている。(平成 30 年 12 月 1 日から休止中)

※上記のほか、南越谷保育ステーション、北越谷保育ステーション及びレイクタウン保育ステーションでも一時預かりを行っている。

資料:子ども育成課

(6) 子育てサロン

◇子育てサロン設置状況

令和元年12月1日現在

名称	場所	開所日	利用時間
ヴァリエ子育てサロン	新越谷駅ビル ヴァリエ1F	月曜を除く	9:30~17:00
	《出張ひろば》 水辺のまちづくり館	水曜	10:00~15:00
児童館コスモス 子育てサロン	児童館コスモス	水曜・木曜・金曜	9:00~14:00
児童館ヒマワリ 子育てサロン	児童館ヒマワリ	火曜・水曜・金曜	9:00~14:00
つどいの広場はぐはぐ	花田5丁目17-7	月曜・木曜・金曜 ※月曜休日の場合は火曜	10:00~15:00
	《出張ひろば》 宮本町2丁目第1自治会館	水曜	10:00~15:00
みんなのひろば フェリーチェ	コープ北越谷コープルーム2階	火曜・木曜・土曜	10:30~15:30
	《出張ひろば》 男女共同参画支援センター	金曜	10:30~15:30

資料:子育て支援課

(7) 病児・病後児保育事業

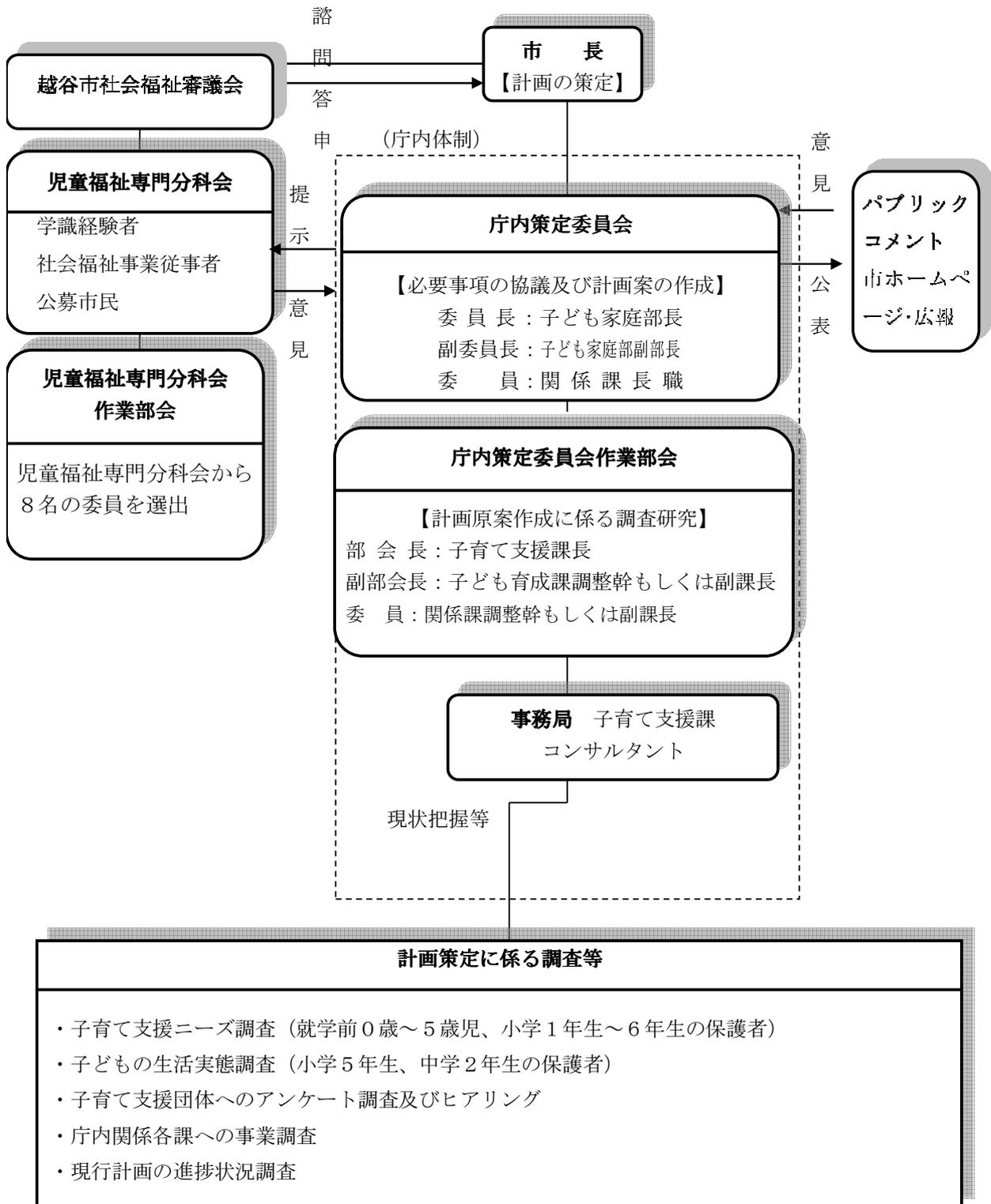
- ◎対象：・市内在住で生後3か月～小学校3年生の児童
- ・病気（回復期を含む）で、保育所等での集団保育は適当でないが、かかりつけ医が病児保育室の利用を認めていること
 - ・保護者が仕事、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事情により、家庭で児童の保育が行えない児童
- ◎保育時間：平日8:00~18:00（連続7日間まで利用可能）
- ◎実施施設：みずべこどもの家保育園病児保育室

2 策定の経過

日付	内容
平成 30 (2018) 年度 平成 30 年 8 月 21 日	「社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (第 1 回)」 ・越谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・次期越谷市子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成 30 年 10 月 31 日	「社会福祉審議会児童福祉専門分科会作業部会 (第 1 回)」 ・子育て支援ニーズ調査について ・子どもの貧困実態調査について
平成 30 年 12 月 19 日	「社会福祉審議会児童福祉専門分科会作業部会 (第 2 回)」 ・子育て支援ニーズ調査について ・子どもの貧困実態調査について
平成 31 年 1 月 ～平成 31 年 2 月	越谷市子育て支援ニーズ調査及び子どもの生活実態調査 配布・回収 ＜子育て支援ニーズ調査＞ ・就学前児童 配布数：2,500 件 回収数：1,259 件 回収率：50.4% ・小学生 配布数：2,500 件 回収数：1,256 件 回収率：50.2% ＜生活実態調査＞ ・小学 5 年生 配布数：1,500 件 回収数：715 件 回収率：47.7% ・中学 2 年生 配布数：1,500 件 回収数：617 件 回収率：41.1%
平成 31 年 2 月 18 日	「社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (第 2 回)」 ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元 (2019) 年度 平成 31 年 4 月 ～令和元年 5 月	越谷市子どもの生活実態に係る関係機関・団体アンケート調査 配布・回収・直接ヒアリング調査 ・配布数：77 件 回収数：51 件 回収率：66.2% ・ヒアリング団体数：5 団体
令和元年 5 月 23 日	・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画について (諮問)
令和元年 5 月 27 日	「社会福祉審議会全体会 (第 1 回)」 ・越谷市子育て支援に係るアンケート調査結果報告【概要版】について
令和元年 6 月 5 日	「社会福祉審議会児童福祉専門分科会作業部会 (第 1 回)」 ・越谷市子育て支援に係るアンケート調査結果報告【概要版】について ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画計画構成案について
令和元年 7 月 3 日	「庁内策定委員会作業部会 (第 1 回)」 ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・越谷市子育て支援に係るアンケート調査結果報告【概要版】について ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画の構成案について
令和元年 7 月 5 日	「庁内策定委員会 (第 1 回)」 ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・越谷市子育て支援に係るアンケート調査結果報告【概要版】について ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画の構成案について
令和元年 7 月 30 日	「庁内策定委員会作業部会 (第 2 回)」 ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画確保方策について ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画の骨子について
令和元年 8 月 7 日	「庁内策定委員会 (第 2 回)」 ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画確保方策について ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画の骨子について

日付	内容
令和元年8月21日	「社会福祉審議会児童福祉専門分科会（第1回）」 <ul style="list-style-type: none"> ・越谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画確保方策について ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和元年10月7日	「庁内策定委員会作業部会（第3回）」 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年10月21日	「庁内策定委員会（第3回）」 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年11月5日	「社会福祉審議会児童福祉専門分科会（第2回）」 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年12月1日～ 令和2年1月6日	パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画素案について市ホームページに掲載のほか、15施設にて閲覧し市民の意見を募集 ・2名から18件の意見あり
令和2年1月22日	「庁内策定委員会作業部会（第4回）」 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画案について ・パブリックコメントの意見及び市の考え方について
令和2年1月28日	「庁内策定委員会（第4回）」 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画案について ・パブリックコメントの意見及び市の考え方について
令和2年2月12日	「社会福祉審議会児童福祉専門分科会（第3回）」 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの意見及び市の考え方について ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画案について ・答申案について
令和2年2月20日	「社会福祉審議会全体会（第2回）」 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

3 計画策定体制



4 第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要領

平成31年（2019年）4月26日市長決裁

（設置）

第1条 第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定に際し、必要な事項を審議し、計画の原案を作成するため、第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 計画の原案の作成に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

（委員会の組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

（委員会の会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（作業部会の組織）

第6条 委員会は、計画の原案の作成に係る調査研究を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部会長は、部会の事務を掌握し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（作業部会の会議）

第7条 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会議の座長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（庶務）

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	子ども家庭部長
副委員長	子ども家庭部副部長
委員	市長公室政策課長
	子ども家庭部子育て支援課長
	子ども家庭部子ども育成課長
	福祉部福祉推進課長
	福祉部生活福祉課長
	保健医療部市民健康課長
	教育総務部教育総務課長
	教育総務部生涯学習課長
	学校教育部教育センター所長

別表第2（第6条関係）

部会長	子ども家庭部子育て支援課長
副部会長	子ども家庭部子ども育成課調整幹もしくは副課長
部会員	次に掲げる課所の調整幹もしくは副課長（該当する者がいない場合は、所属長が指名する者） (1) 市長公室政策課 (2) 子ども家庭部子育て支援課 (3) 子ども家庭部子ども育成課 (4) 子ども家庭部青少年課 (5) 福祉部福祉推進課 (6) 福祉部生活福祉課 (7) 保健医療部市民健康課 (8) 教育総務部教育総務課 (9) 教育総務部生涯学習課 (10) 学校教育部教育センター

5 越谷市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿

令和元年5月27日現在

氏名	選出母体等	備考
遠藤 進	越谷市私立保育園・認定こども園協会（会長）	
竹村 厚子	越谷市私立幼稚園協会（書記）	
佐藤 勝	越谷市民生委員・児童委員協議会（理事）	
佐藤 辰之	越谷市医師会	
會田 容子	越谷市子ども会育成連絡協議会（会長）	
渡辺 寛子	越谷市子育てサークルネットワークの会（幹事）	
大西 孝一	越谷市商工会議所（常議員）	
中台 正弘	越谷市小学校長会	
奥田 正樹	越谷市PTA連合会（副会長）	
小林 直紀	埼玉県立越谷西特別支援学校（校長）	
篠崎 誠	埼玉県越谷児童相談所（所長）	
長友 祐三	埼玉県立大学 名誉教授	分科会長
宮地 さつき	文教大学人間科学部人間科学科（専任講師）	副分科会長
日比谷 富貴子	越谷地区労働組合協議会（幹事）	
鈴木 礼子	公募委員	
竹内 由紀	公募委員	

（順不同、敬称略）

6 越谷市子ども憲章

本市では、市制 40 周年を記念し、21 世紀を担う子どもたちの健全を願うとともに、子どもたち自身が自ら考え行動できる指針として、その目標や理想を定め、子どもは自立に向け努力し、大人は子どもの自立を支える糧となるよう、子ども憲章を平成 10 年 11 月 3 日に制定しました。

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、
夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、
ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

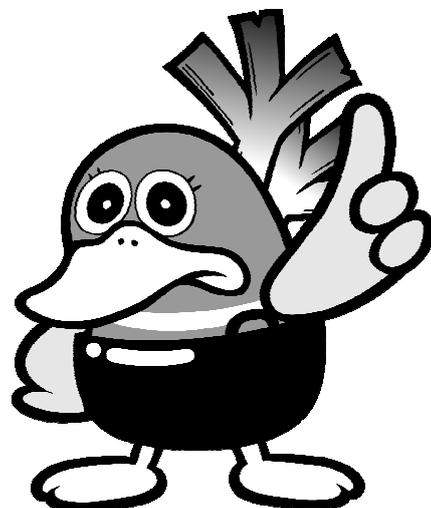
自立—わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

責任—わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

健康—わたしたちは、生命を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。

感謝—わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

環境—わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。



7 関連法令等

子ども・子育て支援法（抜粋）

平成二十四年八月二十二日法律第六十五号
令和元年五月十七日公布（令和元年法律第七号）改正

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

平成十五年法律第二十号

平成二十九年三月三十一日公布（平成二十九年法律第十四号）改正

（市町村行動計画）

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

平成二十五年法律第六十四号

令和元年六月十九日公布（令和元年法律第四十一号）改正

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

〔3～6略〕

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 用語説明

あ

1号認定

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前の子ども。

か

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

教育・保育施設

認定子ども園法第2条第6項に規定する認定子ども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（園）をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

合計特殊出生率

一人の女性が15～49歳の間に産む子どもの平均数。

心の貧困

相対的貧困の状況に置かれる中、保護者は経済的不安をかかえるのみならず、子どもと接する時間が減り、社会から孤立した状態となる傾向がみられる。こうした環境に置かれることで、子どもも自己肯定感を持ちにくくなるなど、様々な負の影響を与えるリスクとなる。

子どもの最善の利益

児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）の第3条第1項に定められており、保護者を含む大人の利益が優先されるのではなく、子どもの人権を尊重することや子ども主体で判断することの重要性を表している。

子どもの貧困

貧困には、最低限の衣食住を満たせない状態を指す「絶対的貧困」と、所得が一定水準以下、あるいは社会で通常手に入れることができるものを入手できなかったり、一般的に経験できることができないなどの状態を指す「相対的貧困」がある。

本計画では、「相対的貧困」に該当する世帯を「生活困難層」*としています。また、この「生活困難層」に該当する世帯を貧困の状況にある子ども・世帯とし、その現状・課題を

まとめている。※生活困難層には、「絶対的貧困」も含む。

こしがや「プラス保育」幼稚園事業

長時間の預かり保育を行う幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、3歳以降の保育ニーズに対応する事業。

子育て世代包括支援センター

母子健康手帳交付時にすべての妊婦を対象に保健師等が面談を行う。また、妊娠・出産・育児に関する相談などに応じ、妊娠期から就学前のお子さんまでの子育て期において、切れ目のないサポートを行う。

子育てのための施設等利用給付

従来型幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用にあたり、市町村の確認を受けた施設を、市町村の認定（新1号、新2号または新3号認定）を受けた子どもが利用する際の給付。

コーホート要因法

各コーホート（同年または同期間に出生した集団のこと）ごとに、加齢に伴って生じる年次ごとの変化をその要因（自然動態：出生・死亡、社会動態：転入・転出）ごとに計算する方法。

七

3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（園）（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。

児童発達支援センター

障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

周産期医療

周産期とは、出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの時期をいい、この期間の母

体、胎児、新生児を総合的にケアする医療。

出生率

一定期間における人口 1,000 人あたりの出生数の割合。

小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。
地域型保育事業のひとつ。

新 1 号認定

満 3 歳以上の就学前の子どもであって、新 2 号認定、新 3 号認定以外の子ども。

新 3 号認定

満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある就学前の子どもであって、保育の必要性が認められ、かつ住民税非課税世帯の子ども。

新 2 号認定

満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過した就学前の子どもであって、保育の必要性が認められる子ども。

相対的貧困率

一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（※）しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

（※）等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。

た

第三者評価

当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価すること。

地域型保育給付

地域型保育事業への給付。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

地域子育て支援拠点

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。「子育てサロン」、「地域子育て支援センター」等が該当し、市町村やその助成を受けた社会福祉法人等が設置している。

地域子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。子育て相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う。

な

2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供等を行う機能を併せ持つ施設。

は

バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者等の利用にも配慮した設計のこと。車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板等。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする文部科学省主導の取り組み。

や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況等の様々な個性や違いを超えて、誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行っていかこうとする考え方。

わ

ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活を両立させること。

第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

企画・編集：越谷市 子ども家庭部 子育て支援課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話 048-963-9165 (直通)

FAX 048-963-3987

URL <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>



Koshigaya